

壬生町 都市計画マスタープラン



平成 19 年 3 月
壬 生 町

は じ め に



我が国は、少子高齢化の進展や地球規模での環境問題など、かつてない変貌の時を迎えようとしております。同時に、都市を取り巻く環境も劇的に変化してきております。

このような時代にあって、本町の将来都市像である「活力と創意が生きる希望に満ちたまち・みぶ」の実現に向け、都市基盤の整備、産業経済の活性化、環境対策の推進など各種施策を確実に推進していくことが、強く求められております。これら主要な施策の総合的な推進には、都市計画の果たす役割が益々大きなものとなりますので、この度、町民の皆様からご意見を伺いながら、「壬生町都市計画マスタープラン」を作成いたしました。

本マスタープランは、都市計画の基本的な方針を定め、住民、企業、行政等が一体となってまちづくりを行うための総合的な指針となるものです。今後は、「壬生町都市計画マスタープラン」の下、第5次総合振興計画の目指す将来都市像の実現に向け、地域における様々な取り組みが展開されていくことを期待しております。

おわりに、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様をはじめ、策定委員会の委員各位に対しまして、厚く御礼申し上げますとともに、今後ともまちづくりの推進に、尚一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年3月

壬生町長

清水英世

第1章 総論

1. プランの目的	1
2. プランの位置づけ	1
3. プランが対象とする区域	1
4. プランの構成	2
5. プランの計画期間	2

第2章 全体構想

1. 都市づくりの基本的な考え方	3
2. 想定する将来人口	4
3. 将来の本町の姿	5
4. 土地利用の方針	8
5. 道路交通網の整備方針	10
6. 公園緑地の整備方針	14
7. 下水道及び河川の整備方針	18
8. 景観形成の方針	19
9. その他の整備方針	20

第3章 地域別構想

1. 地域の区分	21
2. 地域別構想	24
■壬生・藤井地域のまちづくり■	24
■稲葉・羽生田地域のまちづくり■	31
■国谷・おもちゃのまち地域のまちづくり■	37
■南犬飼地域のまちづくり■	45

第4章 実現に向けて

1. 当面推進する事業の概要	51
2. 地域別実現化方策の検討	53
3. 土地利用調整地区における実現化方策の検討	57
4. 本計画推進の考え方	58

資料：壬生町都市計画マスタープランの策定体制

○策定委員会 ○策定幹事会	59
------------------------	----

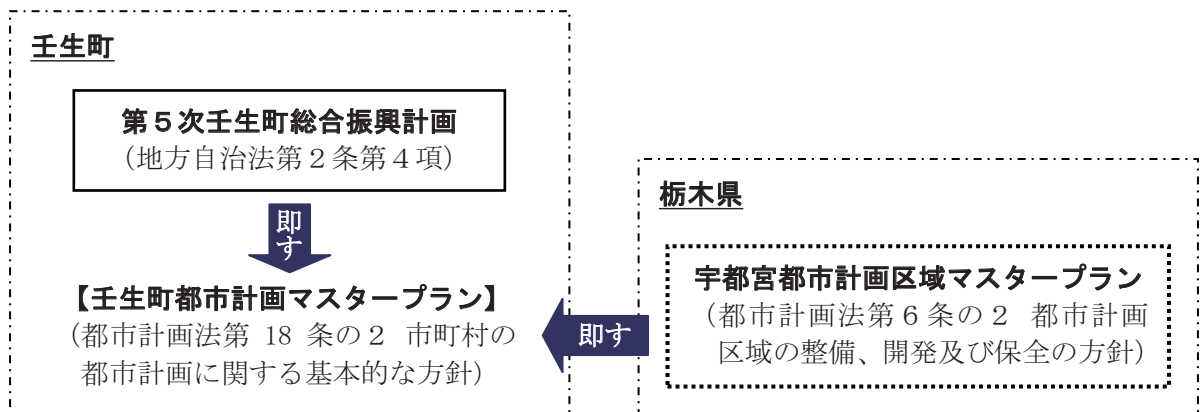
第1章 総論

1. プランの目的

『壬生町都市計画マスタープラン』は、都市計画の観点から壬生町全体の将来都市像と各地域毎の将来像を明らかにし、その実現に向けた計画的なまちづくりを、行政・住民等が協働しながら進めることを目的としています。

2. プランの位置づけ

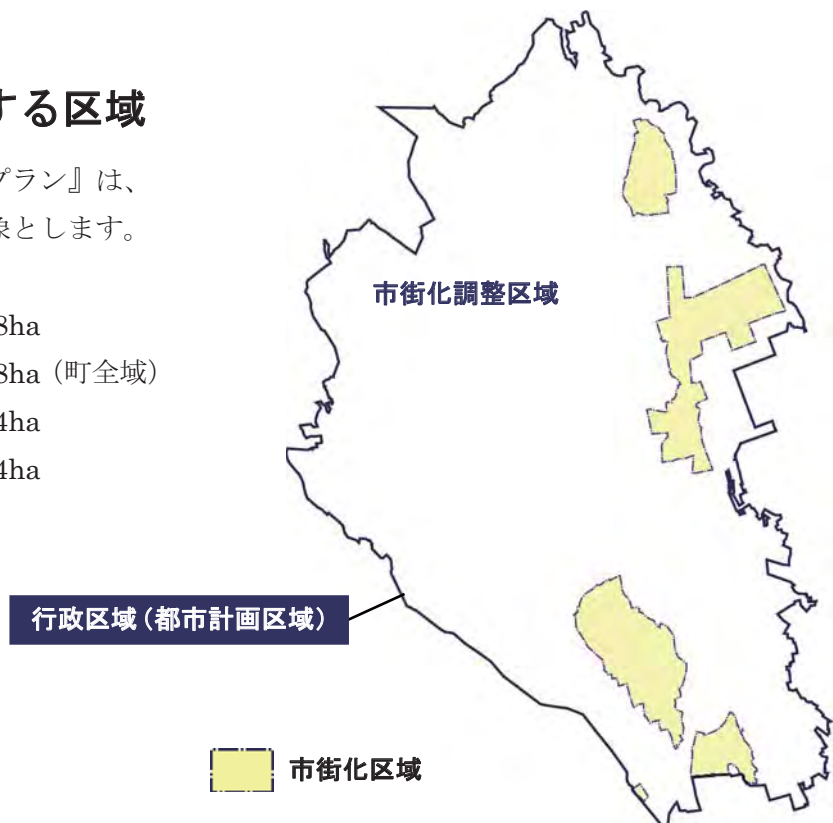
『壬生町都市計画マスタープラン』は、町政の基本方針である『第5次壬生町総合振興計画』で掲げる将来の都市像－“活力と創意が生きる 希望に満ちたまち・みぶ”－を実現するための、1つの部門である都市計画についてのマスタープランです。壬生町の都市計画に関わる事業等を進めていく際、その指針となるものです。



3. プランが対象とする区域

『壬生町都市計画マスタープラン』は、壬生町の行政区域全域を対象とします。

- 行政区域 : 6,108ha
- 都市計画区域 : 6,108ha (町全域)
- 市街化区域 : 594ha
- 市街化調整区域 : 5,514ha



4. プランの構成

『壬生町都市計画マスタープラン』は、「総論」、「全体構想」、「地域別構想」、「実現に向けて」の4部から構成されています。

総 論	本プラン全体に関わること
全体構想	壬生町全体の土地利用や道路網など
地域別構想	4地域ごとの将来像 〔壬生・藤井地域〕〔稲葉・羽生田地域〕 〔国谷・おもちゃのまち地域〕〔南犬飼地域〕
実現に向けて	本プランの実現に向けての推進と課題

5. プランの計画期間

『壬生町都市計画マスタープラン』は、平成37年度（2026年）を目標年次、平成27年度（2016年）を中間年次とします。

中間年次	平成27年度（2016年）
目標年次	平成37年度（2026年）

第2章 全体構想

1. 都市づくりの基本的な考え方

『壬生町都市計画マスタープラン』においては、都市づくりの基本的な考え方として以下の3点を踏まえた、都市づくりを進めます。

自然と都市が調和した緑園都市の形成

- 適度な広がりで利便性を享受できる都市づくり
市街地が適度な広がりの中で形成され、鉄道駅が充実しているという壬生町の土地利用の特長を活かして、超高齢社会にも対応した、日常生活において利便性が高く身近なところで都市的サービスが享受できる都市づくりを目指し、各種都市機能の強化を図ります。
- 緑園都市みぶを象徴する“緑の砦”における緑空間の維持・保全
自然と都市の調和した「緑園都市」をイメージさせる緑豊かな田園景観を形成する中心的地域として、引き続き緑の空間の維持・保全とその活用を図ります。

新たな時代における機能の再編・強化

- 宇都宮市や栃木市等、周辺都市との機能連携
そこに住む人々の生活の場として環境の快適性と利便性を確保しながら、地方都市としての豊かさやゆとりを実感できるよう、宇都宮市や栃木市などの周辺都市との連携を図ります。
- 機能の適正配置と有機的結合
町内における機能の適正配置とその有機的な結合を検討し、人口減少・超高齢社会や安全・安心がより求められる社会といった、新たな時代に対応した機能の再編・強化を図ります。
- 交通、情報、公共サービス機能の整備充実
豊かさを実感できるための生活や産業等の各種機能の連携強化や、環境への負荷低減のための公共交通の活用などを図るため、交通や情報、公共サービスといった機能の整備充実を図ります。

地域特性を活かした魅力あるまちづくりの推進

- 美しく暮らし続けたい都市空間の創出
都市エリアにおいて、歴史と文化、地域産業、自然的要素等の地域特性を活かした美しく暮らし続けたい都市空間の創出を図ります。
- 美しく暮らしやすい田園空間の維持・創出
自然と調和した生産・交流ゾーンにおいて、田園環境や歴史と文化等の地域特性を活かした、美しく暮らしやすい田園空間の維持・創出を図ります。

2. 想定する将来人口

本プランでは、総人口、市街化区域人口及び市街化調整区域人口を以下のとおり想定しています。

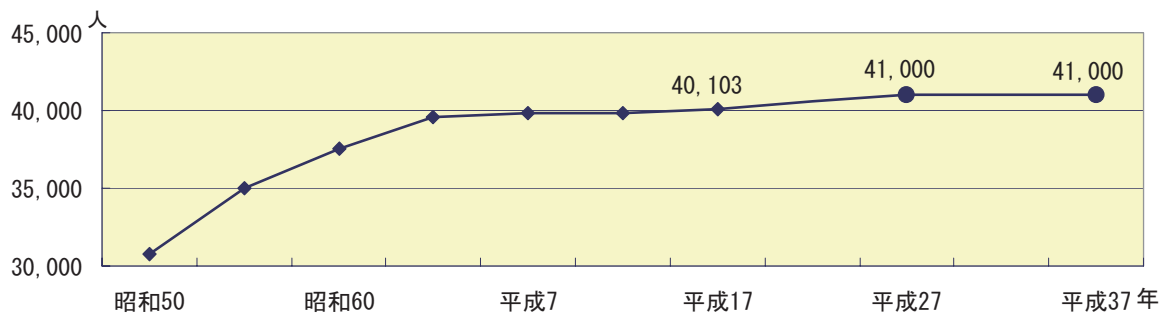
1) 総人口

中間年次である平成 27 年度は、上位計画である『第 5 次壬生町総合振興計画』の目標年次にあたるため、そこでの設定に準拠し、41,000 人とします。

目標年次である平成 37 年度に向けて、日本全体の傾向と同様に壬生町の人口も減少していくことが予想されますが、政策による計画的な人口定着誘導により 41,000 人を維持することを目標として都市づくりを進めます。

年 度	算出基準年 (平成 17 年)	中間年次 (平成 27 年度)	目標年次 (平成 37 年度)
総 人 口	40,103 人	41,000 人	41,000 人

(平成 17 年総人口は、国勢調査による)



【 将来人口で想定していること 】

- 現在と同じ状況のまま推移していくと、壬生町人口は、わずかずつですが減っていきます。
- 土地区画整理事業施行地区における人口増加を、見込んでいます。
- 日本全体で人口減少傾向にある中で、壬生町では行政と民間の協働のもとに計画的な人口定着誘導を図り、平成 37 年に 41,000 人を維持することを政策の努力目標とします。

2) 市街化区域及び市街化調整区域の人口

本プランでは、平成 12 年の市街化区域及び市街化調整区域別の人口の割合が将来とも続くものと想定します。したがって、目標年次である平成 37 年度の壬生町の市街化区域人口を 23,780 人、市街化調整区域人口を 17,220 人と想定して都市づくりを進めます。

年 度	算出基準年 (平成 12 年)	中間年次 (平成 27 年度)	目標年次 (平成 37 年度)
総 人 口	39,853 人 (100%)	41,000 人 (100%)	41,000 人 (100%)
市街化区域人口	22,969 人 (57.6%)	23,780 人 (58%)	23,780 人 (58%)
市街化調整区域人口	16,884 人 (42.4%)	17,220 人 (42%)	17,220 人 (42%)

(平成 12 年総人口は国勢調査、市街化区域人口及び市街化調整区域人口は都市計画基礎調査による)

3. 将来の本町の姿

将来の本町は、大きく4つの骨格―「都市エリア」、「自然と調和した生産・交流ゾーン」、「都市間及び地域間の連携・交流の軸」、「交流のトライアングルエリア」―から構成されます。

1) 都市エリア

都市エリアとして、壬生駅を中心とする「緑と文化の都市ゾーン」と、国谷、おもちゃのまち及び安塚の3駅間を中心とする「緑と健康の都市ゾーン」、また、この2つのゾーンを結ぶ「緑のブリッジ」を設けます。さらに、都市ゾーンの既成市街地周辺で幹線道路沿道地域のうち、都市的土地利用に係る需要が多い、調整・誘導の必要性・優先性が高いと考えられる地域を「土地利用調整地区」として位置づけます。

《 緑と文化の都市ゾーン 》

本町の古い歴史と伝統を象徴する地域です。

商店街等の中心市街地の活性化を図るとともに、歴史と文化を活かした景観形成等により、風格と歴史の厚みを感じられる地域づくりを進めます。

《 緑と健康の都市ゾーン 》

獨協医科大学、おもちゃ団地等、未来の壬生町を象徴する地域です。おもちゃ団地の産業機能の再編や市街地内のバリアフリー化等を進め、新たなまちづくりを担う活力を生み出す地域づくりを進めます。

《 緑のブリッジ 》

「緑と文化の都市ゾーン」と「緑と健康の都市ゾーン」を結ぶ位置にあり、総合運動場やゴルフ場等の運動施設と、保健福祉センターや2基の国指定古墳等の歴史文化施設が樹林と調和した地域です。今後においても、緑地の保全・活用等、自然との共生を考えた土地利用を図っていきます。

《 土地利用調整地区 》

「第5次壬生町総合振興計画」に位置づけられている、安塚西部地域、安塚南部地域、壬生インターチェンジ北部地域、壬生地区南部地域の4地域については、市街化調整区域でありながら、特に既成市街地隣接・近接や幹線道路沿いという土地利用形態の変化の力がより働き、町の活性化に寄与する潜在的な可能性を有する地区であることから、既存の住環境や交通に配慮しながら、民間活力等による新たな土地利用を中長期的に計画していきます。

《 土地利用活性化推進地区 》

2か所ある広大な低未利用地については、地域や豊かな自然との調和に配慮した、地域活力を高める有効な土地利用が図られるよう、関係機関等に積極的な働きかけを行い、合理的かつ計画的な取り組みを促進していきます。

2) 自然と調和した生産・交流ゾーン

自然と調和した生産・交流ゾーンの中核を形成する区域として「緑の砦」を設けます。「緑の砦」は、「緑園都市」をイメージさせる緑豊かな田園景観を形成する中心的な地域として、引き続き緑の空間の維持・保全を図ります。

また、「緑の砦」の周辺地域や町の南東部の地域は、首都圏農業の展開地として一層の生産振興を図るものとします。

さらに、各地域にある転作田の活用や、地産地消への取り組みを通した「都市と農村の交流事業」を促進するとともに、自然が豊かな住み良い農村環境の形成を図っていきます。

3) 都市間及び地域間の連携・交流の軸

本町と周辺市町との連携や交流を図る軸、本町の各地域間の連携・交流を図る軸として、主要道路や公共交通網を位置づけ、連携・交流の充実強化を図っていきます。

《 広域連携・交流軸 》

産業、経済が連携・交流する軸として、主要地方道宇都宮栃木線及び東武宇都宮線を位置づけます。

産業や交流等の機能及びその拠点を軸沿いに配置し、本町の都市を形成する中心軸として、活性化及び都市機能の強化を図ります。

《 地域連携・交流軸 》

一般国道 352 号及び主要地方道羽生田上蒲生線を位置づけます。

都市地域と農村地域の多彩な交流を促進する軸です。豊かな自然や歴史、文化に触れ合い、親しみながら、魅力ある農村地域との心安らぐ交流が展開されます。

4) 交流のトライアングルエリア（広域的交流拠点）

北関東自動車道壬生インターチェンジを核として、「壬生総合公園」「獨協医科大学病院」及び「おもちゃ団地」の3拠点を結ぶエリアを本町の広域的交流拠点として位置づけし、多くの人、モノ、情報が多様に交流する高次な都市機能の充実・強化を図っていきます。

また、北関東自動車道壬生パーキングエリア設置に伴い、その周辺地区整備として、地域交流拠点施設を整備し、本町の魅力・個性・取り組みを県内はもとより県外へ効果的に PR できるエリアとして、都市景観や道路及び生活環境の整備を進めます。

[illegible]

4. 土地利用の方針

ここでは、本町の土地利用の方針について示しています。

1) 既成市街地における土地利用の方針

①「緑と文化の都市ゾーン」における土地利用の方針

古い歴史と伝統を活かしながら、個性ある住み良い居住環境の形成・維持を図りながら、住居系土地利用を中心とした土地利用を図ります。

また、宿場町の形成から現在の商店街としての街並みまで、中心市街地としての役割を担ってきた地区を、地域の利便性確保のために引き続き商業系土地利用として位置づけていきます。

そのほか、広域連携・交流軸の沿道においては、軸にふさわしい沿道系の土地利用を誘導していくとともに、吾妻工業専用地域等の既存の産業系土地利用を継続していきます。

②「緑と健康の都市ゾーン」における土地利用の方針

面整備済み市街地や未整備箇所等、地区に応じた居住環境の形成・維持を図りながら、住居系土地利用を中心とした土地利用を図ります。

また、国谷駅、おもちゃのまち駅、安塚駅を中心として地域の利便性確保のために引き続き商業系土地利用として位置づけていきます。

おもちゃ団地については、既存の工業系土地利用を継続しながら、「おもちゃ」をキーワードとした産業機能の強化や情報発信を行っていくために、既定の地区計画を活用しながら工業系土地利用を継続していきます。

そのほか、広域連携・交流軸の沿道においては、軸にふさわしい沿道系の土地利用を誘導していきます。

2) 市街化調整区域における土地利用の方針

①優良な農地、森林及び自然地等の保全

市街化調整区域の優良な農地や平地林については、保全を図ります。

特に「緑の砦」は、「緑園都市」をイメージさせる緑豊かな田園景観を形成する中心的地域として、引き続き緑の空間の維持・保全を図ります。

また、「緑の砦」の周辺地域や町の南東部の地域は、首都圏農業の展開地として一層の生産振興を図るものとします。

②集落環境の維持・向上

良好な農業生産環境と居住環境の確保のため、調和のとれた農業基盤整備や生活環境整備等を行っていきます。

市街化調整区域の既存集落等で、地域のコミュニティ維持のための方策が必要とされる地区については、市街化調整区域の目的にそった範囲で新たな基盤整備を必要としないなどの一定の条件を満たす地区において条例にもとづく地区指定を行い、一定の開発を許容できることとするよう検討していきます。

③適切で計画的な都市的土地利用への誘導

土地利用調整地区及び土地利用活性化推進地区については、町の活性化に資するなど適切な目的があること、想定した町の人口フレームに対して適切な規模であることなどを考慮しながら、計画的に都市的土地利用へ誘導していきます。今後、地域等の合意形成を図りつつ、整備の具体化に向けて検討していきます。

5. 道路交通網の整備方針

ここでは、本町の道路交通網の整備方針について示しています。

1) 基本的な考え方

本町における道路交通網の整備は、以下の6つの基本的な考え方のもとに推進します。

《 円滑な広域交通の処理 》

本町と周辺市町との連携・交流、本町を通過する広域的な交通などを円滑に処理するため、軸の形成・維持を図ります。

《 市街地内道路網の整備 》

市街地における良好な居住環境の創出のため、歩行者の安全性や高齢化社会に対応したバリアフリーなどに配慮しながら、市街地内道路網の整備を図ります。

《 市街地と集落地など町内の各地域を結ぶ主要生活道路の整備 》

市街地の都市機能へのアクセスや郊外の自然環境へのアクセスなど、町内の各地域を結ぶ主要な生活道路の整備を図ります。

《 公共交通の活用と交通結節点の整備 》

公共交通としての鉄道やバス等を活用していくとともに、自動車交通との結節点である駅周辺や北関東自動車道との交通結節点における環境整備を図ります。

《 道路の段階的構成による配置 》

道路網の形成に際しては、土地利用や他の都市施設と整合した機能的な道路網を構築するため、主要幹線道路、補助幹線道路、生活道路、歩行者専用道路等、機能による段階的な構成を基本として配置します。

《 都市計画道路の見直し検討 》

都市計画道路については、決定から長期間を経過して、公共事業を取り巻く状況や地域のあり方などの変化もみられることから、必要に応じて、広域や地域における道路の必要性や配置、規模等の検討を行っていきます。

2) 骨格となる道路交通網の配置方針

本町における骨格となる道路交通網の配置方針は、次のとおりです。

《 広域連携・交流軸 》

広域連携・交流軸として位置づける主要地方道宇都宮栃木線は、本町の北に隣接する宇都宮、南に隣接する栃木市を結ぶ広域的な幹線道路であり、栃木県南部の都市間を南北に連絡する主要な道路であるため、“広域連携・交流軸”として維持・活用を図っていきます。

《 地域連携・交流軸 》

地域連携・交流軸の一つとして位置づける一般国道 352 号は、本町の南部市街地と集落地域、隣接する鹿沼市や下野市の地域とを連絡する幹線道路として整備を図っていきます。

地域連携・交流軸の一つとして位置づける主要地方道羽生田上蒲生線の一部と主要地方道宇都宮亀和田栃木線の一部は、本町の中央部を東西に通り、中部市街地と「緑の砦」、隣接する鹿沼市や下野市の地域とを連絡する幹線道路として整備を図っていきます。

《 連携・交流軸を補完する幹線道路 》

連携・交流軸を補完して壬生町における道路ネットワークを形成する幹線道路として、主要なネットワークを形成する“ネットワーク幹線道路”と、そのほかに各地域間の連絡を図る“その他の幹線道路”を位置づけ、必要に応じた整備を図っていきます。

ネットワーク幹線道路	都市計画道路六美吾妻線、主要地方道小山壬生線、一般県道上田壬生線、主要地方道宇都宮亀和田栃木線
その他の幹線道路	主要地方道羽生田上蒲生線（現道）、一般県道国谷家中停車場線、町道 3 号線、町道 4 号線、町道 9 号線

《 駅前広場やパーキングエリア等の交通結節点 》

誰もが利用できる人に優しい公共交通機関として東武宇都宮線を活用していくため、交通結節点となる駅前広場などの駅周辺におけるバリアフリー化や駐輪場の確保等による安全・快適な歩行環境の確保を進めます。また、北関東自動車道の広域的なアクセス機能を活かしたパーキングエリアの設置を図り、広域的な交流促進とおもちゃ博物館等の既存施設の有効利用を図ります。

《 都市計画道路の配置 》

連携・交流軸や幹線道路の主要なもの、駅までの主要道路からの連絡道路（駅前広場を含む）などについて、既に都市計画道路として決定されているものの整備を図るとともに、必要に応じた新路線の決定や既存路線の見直しにより、現状にあった道路網の構築を図ります。

3) 市街地内道路の配置・整備方針

本町における市街地内道路の配置・整備方針は、次のとおりです。

《 既存の生活道路の維持・改善 》

市街地の中で、開発や個別道路整備により良好な環境が形成されている地区においては、その居住環境の保全のため、既存の生活道路の維持及び改善を図ります。

《 面的整備による生活道路の整備 》

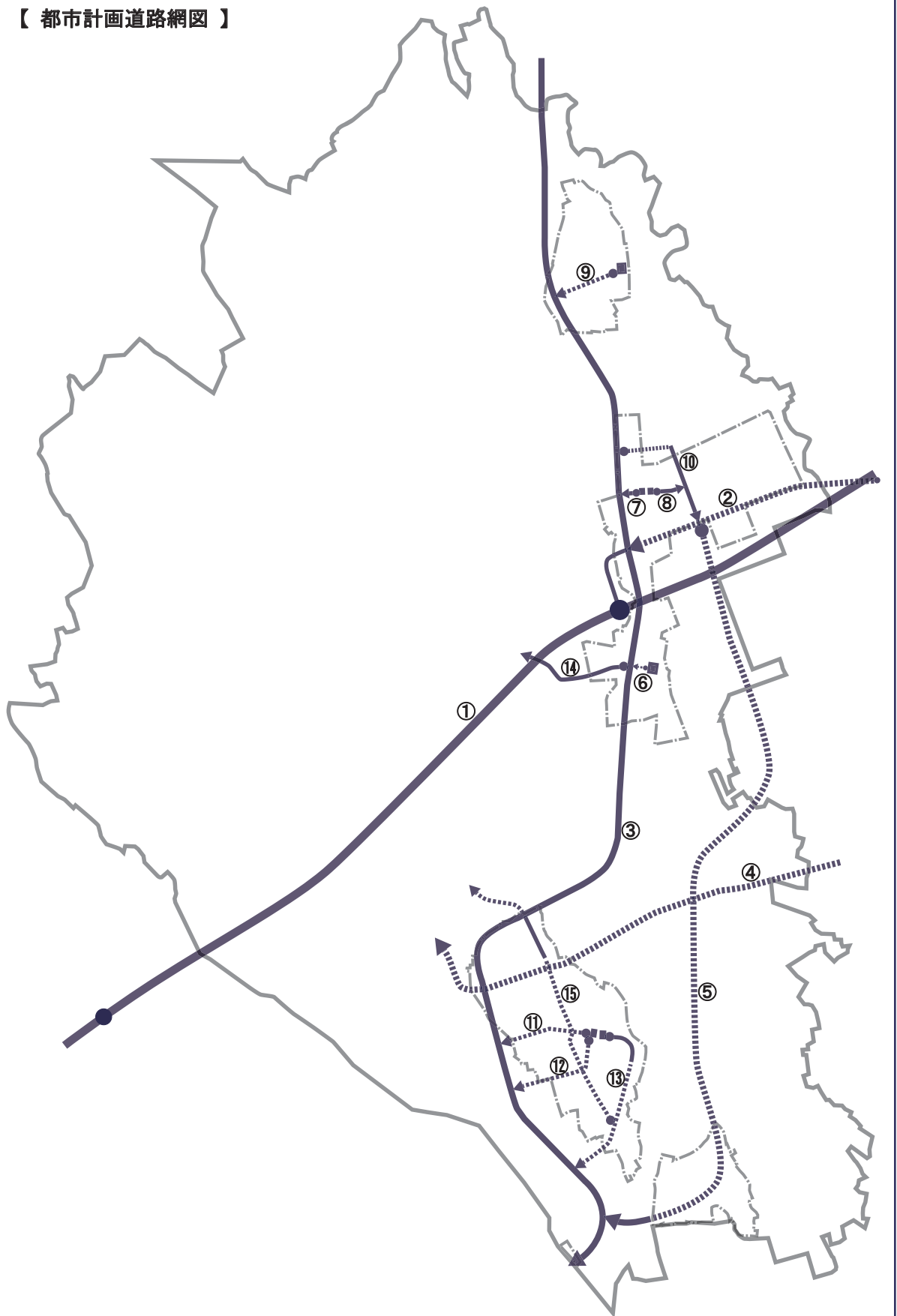
市街地の中で、道路等の生活基盤が未整備の地区においては、土地区画整理事業や開発等の面的整備による生活道路の整備についても考慮していくこととします。

【 都市計画道路 】

(平成 18 年 10 月現在)

図面 No.	名 称		延 長 (下段：町分)	幅 員	決定年		備 考
	番 号	名 称			当初	最終	
①	1・3・1	北関東横断道路	約 31,590m 7,100m	23.5m	S63	H12	宇都宮都市計画区域 壬生町～二宮町間
②	3・3・6	おもちゃのまち下古山線	約 4,230m 1,980m	25.0m	S39	H13	
③	3・4・1	宇都宮栃木線	約 20,260m 12,350m	20.0m	S 7	H13	
④	3・4・4	真岡壬生線	約 22,510m 3,880m	20.0m	S39	H13	
⑤	3・4・8	六美吾妻線	約 8,020m 6,820m	25.0m	S63	H13	
⑥	3・4・902	国谷駅前線	約 140m	18.0m	S39	H13	国谷駅前広場
⑦	3・4・903	おもちゃのまち駅西線	約 160m	18.0m	S39	H13	おもちゃのまち駅西広場
⑧	3・4・904	おもちゃのまち駅東線	約 300m	18.0m	S39	H13	おもちゃのまち駅東広場
⑨	3・4・905	安塚駅西線	約 690m	18.0m	S39	H13	安塚駅前広場
⑩	3・4・907	おもちゃのまち学園線	約 1,370m	18.0m	S39	H13	
⑪	3・4・908	壬生駅学校線	約 910m	16.0m	S39	H13	壬生駅西口広場
⑫	3・4・909	壬生駅今井線	約 1,070m	16.0m	S39	H13	
⑬	3・4・910	一里塚線	約 1,700m	16.0m	S39	H13	壬生駅東口広場
⑭	3・5・901	国谷駅西線	約 1,060m	12.0m	S51	H13	
⑮	3・5・902	壬生福和田線	約 2,800m	12.0m	S39	H13	

【 都市計画道路網図 】



(図中の番号は、12 頁の図面No.に対応)

6. 公園緑地の整備方針

ここでは、本町の公園緑地の整備方針について示しています。

1) 基本的な考え方

本町における公園緑地の整備は、以下の2つの基本的な考え方のもとに推進します。

《 緑のネットワークの形成 》

本町の拠点的な緑の空間と市街地や各地区の様々な緑の空間を河川や道路でつなぐことにより、緑の骨格的なネットワークを形成し、水や緑と共存した都市環境の創出を図ります。

《 多様な緑の創出・保全 》

緑には、環境保全・レクリエーション・防災・景観構成など、様々な役割があります。こうした様々な役割に配慮した緑の創出・保全を図ります。

○環境保全系統

- 都市の骨格を形成する黒川、思川、姿川などといった河川や、まとまりのある既存樹林地について、保全・活用を図ります。
- 市街地周辺の樹林地等については、市街地の環境保全の観点から、保全に配慮していきます。また、市街地においては、河川や水辺の保全、街路樹による緑化などを図り、都市環境の保全を図ります。
- そのほか、史跡及びその周辺の樹林地の保全やビオトープネットワークの形成を考慮した緑地の配置を図ります。

○レクリエーション系統

- 将来の市街地整備や土地利用転換の動向などから都市計画公園を計画的に配置検討するとともに、整備された公園の適切な維持・活用を図ります。
- スポーツや健康増進に対応した緑地の維持・活用、公共公益施設等における緑化の推進などを図ります。

○防災系統

- 主として地震災害時の避難地となる、緑地の配置を図ります。一時避難地としてのスペースの確保に配慮します。
- 良好な生活環境を守り災害を防ぐため、工業地と住宅地の緩衝、都市的土地利用と優れた自然地の緩衝の役割を担う、緑地の配置・保全を図ります。

○景観構成系統

- 市街地や集落地域のランドマーク（目印となる景観）となるような郷土景観を構成する社寺林（南部市街地における壬生寺など）、古墳と一体となった樹林地（栃木県内最大の円墳である富士山古墳など）、田園風景を構成する農地や平地林などの緑地の保全を図ります。
- 緑あふれる潤いのある街並みの形成や地区の美観向上のため、街路樹や公共施設内の緑化、緑地協定や地区計画による緑化の推進などにより、持続性のある緑地の確保を図ります。

2) 公園緑地の配置方針

本町における公園緑地の配置方針は、次のとおりです。

《 緑の拠点の配置 》

本町における緑の拠点として、「緑の砦」、市街地及び集落地域における拠点的な公園、平地林や史跡周辺の緑などを位置づけ、保全・整備・活用を図ります。

- 「緑の砦」は、本町における緑の拠点として位置づけられます。「緑の砦」内の公園整備や平地林の保全、天神沼等の水辺地の保全、富士山古墳・茶臼山古墳・長塚古墳・羽生田城址等の史跡周辺の緑の保全などを図ります。
- 拠点となる公園としては、市街地における壬生町城址公園や東雲緑地、壬生総合公園を位置づけ、充実・整備を図ります。
- 市街地周辺にある平地林、牛塚古墳・愛宕塚古墳等の史跡周辺の緑などについては、保全を図ります。

《 緑の軸の整備 》

本町における緑の軸として、河川緑化軸及び道路緑化軸を位置づけ、保全・整備・活用を図ります。

- 緑の砦における親水ゾーンや南部市街地の東側を流れる黒川、本町の西の境を流れる思川、本町の東の境を流れる姿川を河川緑化軸として位置づけ、保全・整備・活用を図ります。
- 地域連携・交流軸である一般国道 352 号の一部は日光西街道であり、並木と水路からなる良好な景観を形成しているため、これを道路緑化軸として位置づけて保全を図ります。また、市街地内の幹線道路などにおいては、街路樹等による緑化を行い、緑の軸の創出を図ります。

3) 都市公園の整備方針

本町における都市公園の整備方針は、次のとおりです。

《 身近な公園の充実 》

既存の公園において、地域住民の利用状況や公園施設の老朽化、施設のバリアフリー化等を考慮しながら、利便性の向上を目指した充実を図ります。

《 新たな需要に応じた身近な公園の整備 》

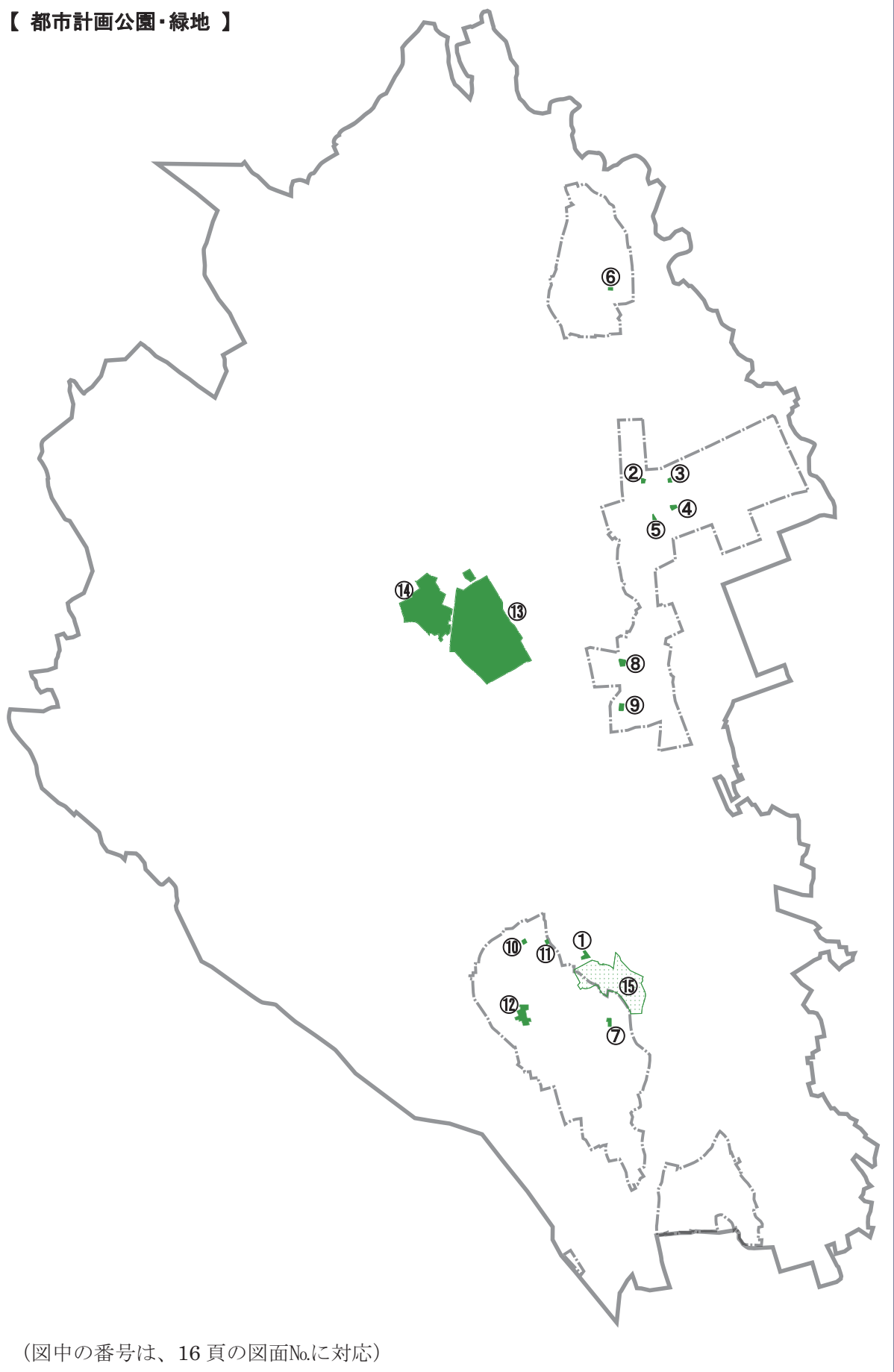
市街地の整備状況や土地利用状況などに応じて、新たに、生活に潤いやレクリエーションのための空間を提供する、子供や高齢者等の利用に配慮した地域住民に親しまれる身近な公園の整備を図ります。

【 都市計画公園及び都市計画緑地 】

(平成 18 年 10 月現在)

図面 No.	名 称 及 び 種 別			計画 面積	供用 面積	決定年		備 考
	番 号	名 称	種別			当初	最終	
①	2・2・901	東雲児童公園	街区	0.30ha	0.37ha	S45	H 6	
②	2・2・902	おもちゃのまち第 1 児童公園	街区	0.16ha	0.16ha	S48		
③	2・2・903	おもちゃのまち第 2 児童公園	街区	0.14ha	0.14ha	S48		
④	2・2・904	おもちゃのまち第 3 児童公園	街区	0.25ha	0.25ha	S48		
⑤	2・2・905	おもちゃのまち第 4 児童公園	街区	0.12ha	0.12ha	S48		
⑥	2・2・906	安塚児童公園	街区	0.15ha	0.15ha	S61		
⑦	2・2・907	壬生駅東児童公園	街区	0.36ha	0.36ha	S61		
⑧	2・2・908	国谷第 1 児童公園	街区	0.44ha	0.44ha	S61		
⑨	2・2・909	国谷第 2 児童公園	街区	0.30ha	0.30ha	S61		
⑩	2・2・910	大師第 1 児童公園	街区	0.20ha	0.20ha	H 3		
⑪	2・2・911	大師第 2 児童公園	街区	0.15ha	0.15ha	H 3		
⑫	3・3・901	壬生町城址公園	近隣	1.90ha	2.04ha	S59		
⑬	5・5・901	壬生総合公園	総合	48.60ha	48.60ha	H 3	H 8	
⑭	4	壬生聖地公園	墓園	17.70ha	4.40ha	S63		
⑮	14	東雲緑地		20.0ha	7.67ha	H 6		一部、東雲公園(地区公園)として整備済

【 都市計画公園・緑地 】



7. 下水道及び河川の整備方針

ここでは、本町の下水道及び河川の整備方針について示しています。

1) 下水道の整備方針

本町における下水道の整備方針は、以下の2つの基本的な考え方のもとに推進します。

《市街地における環境改善と水質保全》

本町の市街地においては、公共下水道により整備を推進し、生活環境の改善と河川等公共用水域の保全を図ります。

【下水道】 (平成18年3月現在)

名 称	都市計画決定		事業（認可）計画			整備面積	
	当初	最終	年 次	面 積	人 口		
巴波川流域関連 公共下水道	S52	H 3	H18 年度	261.0ha	11,460 人	214.53ha	下水道全体の 普及率：65.7% 水洗化率：93.2%
壬生町公共下水道	S40	H 3	H22 年度	493.6ha	17,400 人	422.65ha	
計				754.6ha	28,860 人	637.18ha	

(普及率＝整備人口／総人口、水洗化率＝水洗化人口／整備人口)

《集落地域における田園環境の保全》

本町の集落地域においては、農業集落排水及び一部公共下水道により整備を推進し、自然環境の保全と生活環境の改善を図ります。

2) 河川の整備方針

本町における河川の整備方針は、以下の2つの基本的な考え方のもとに推進します。

《安全性の確保》

治水と利水の調和のとれた河川改修を促進して、水害の心配のない安全な河川環境の形成を図り、河川を適切に維持管理していきます。

《親水空間としての整備・活用》

河川は貴重な自然環境であり、親水空間としての整備・活用を図ります。特に黒川については市街地の近くを流れていること、自然豊かな「緑の砦」内を流れていることなどから、自然生態系に配慮しながら水と親しめる河川環境、水辺空間の整備・活用を図ります。

8. 景観形成の方針

ここでは、本町の景観形成の方針について示しています。

1) 自然的景観の形成方針

本町における自然的景観の形成方針は、以下の2つの基本的な考え方のもとに推進します。

《 黒川の自然景観の保全・活用 》

黒川は南部市街地の東側を流れ、市街地に安らぎと潤いを与える貴重な自然景観として形成されていることから、その保全と活用を図ります。現在、一部は東雲緑地として整備されています。

《 田園風景の保全 》

市街化調整区域（集落地域）における農地や平地林などからなる田園風景については、地域の景観として大切にしていきます。

2) 歴史的景観の形成方針

本町における歴史的景観の形成方針は、以下の3つの基本的な考え方のもとに推進します。

《 史跡・古墳・社寺の景観の保全 》

史跡や古墳・社寺については、それと一体となった樹林地も含めて、歴史的な景観を保全していくとともに、地域のシンボルとしての修景に配慮していきます。

《 日光西街道の水と緑の景観の保全 》

地域連携・交流軸である一般国道 352 号の一部は、小山宿から壬生宿・鹿沼宿を經由して日光街道今市宿へ至る日光西街道（壬生通りともいう）であり、並木と水路からなる良好な景観を形成しているため、これを道路緑化軸として位置づけて保全していきます。

《 城下町や宿場町としての歴史性ある街並み形成 》

南部市街地は、かつて壬生城の城下町や日光西街道の宿場町として繁栄した歴史をもち、城址公園に二の丸門が復元されているとともに、南部市街地のメインの通りは“蘭学通り”という愛称で親しまれていることなどから、歴史的建造物の保全や修景整備など歴史性ある街並みの形成に配慮していきます。

3) 市街地景観の形成方針

本町における市街地景観の形成方針は、以下の5つの基本的な考え方のもとに推進します。

《 市街地内主要道路における景観形成 》

蘭学通りなどの歴史的特性や、おもちゃをキーワードとする地域特性を活かしつつ、市街地内の主要な道路において、街路樹の植樹や建物・看板類のデザイン誘導など、特徴ある景観形成に配慮していきます。

《 駅周辺における景観形成 》

おもちゃのまち駅周辺においては、多くの人が集まる交通結節点として、住民等と協働しながら賑わいのある景観を創出していきます。また、壬生駅周辺については歴史的景観形成、国谷駅及び安塚駅についても特色ある景観を形成していきます。

《 産業地における緑豊かな景観形成 》

産業地においては、良好な就業環境等を形成するため、一定割合の緑地の確保など緑豊かな景観形成を誘導していきます。

《 公共施設デザインの配慮 》

公共施設の整備に際しては、まちづくりのモデルとなるよう、建物や外構のデザインに配慮していきます。

《 住宅地における良好な景観形成 》

既存の戸建て住宅地や計画的な新規住宅地においては、緑地協定や地区計画の活用などによる敷地内緑化の推進、意匠や色彩の統一などのルールを地域の特性に応じて検討し、良好な景観形成を誘導していきます。

9. その他の整備方針

ここでは、本町におけるその他の整備方針について示しています。

《 その他の都市施設の整備方針 》

その他生活上必要不可欠な都市施設である、し尿処理場（クリーンセンター）、清掃センター、最終処分場（環境センター）などについては、周辺に与える影響を考慮しながら適切な維持管理を図ります。

《 人に優しい環境整備 》

歩道等の交通安全施設の整備や施設のバリアフリー化など、安全で誰もが利用しやすい道路や公共交通、公園等の環境整備を図ります。

《 集落地における環境整備 》

集落地においては、田園環境と調和した生活環境の維持・向上やコミュニティの維持・活性化のために、生活道路や農業集落排水等の基盤整備や農地等の自然の保全などを図ります。

《 災害対策の推進 》

生活道路の整備や生垣化の推進といった延焼防止のための火災対策、集中豪雨や台風に対する河川改修などの水害対策を進めるとともに、避難場所及び避難路の確保と必要に応じた改善整備を図ります。

第3章 地域別構想

1. 地域の区分

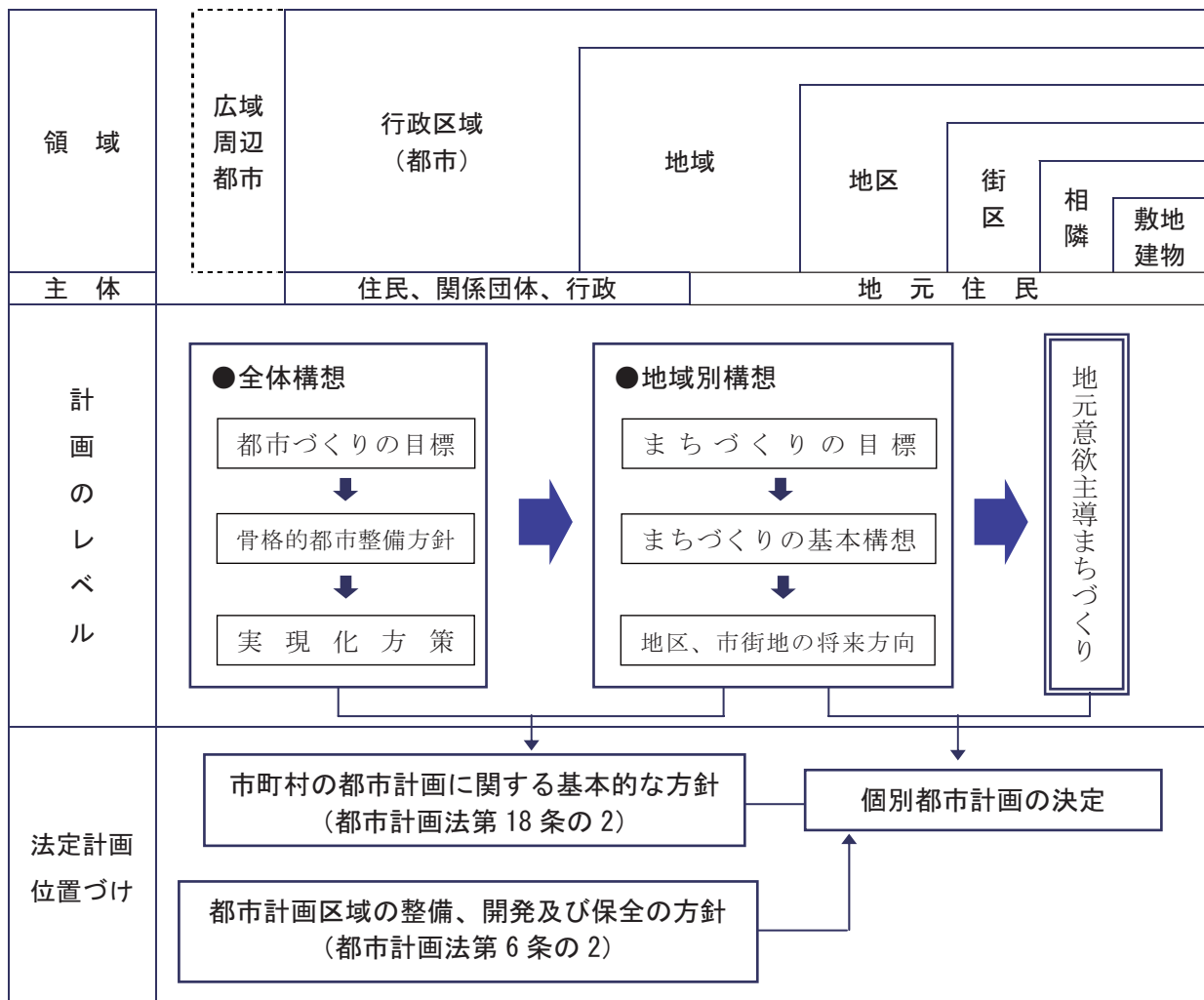
『壬生町都市計画マスタープラン』においては、第2章の全体構想の実現化にあたってよりきめ細かなまちづくりを進めるため、行政区域より小さい単位の一定のまとまりのある“地域”を設定します。

1) 地域区分の目的

「第2章 全体構想」の各種の方針をうけて、具体性のある整備や開発、保全を推進していくためには、行政と町民・事業者などとの協働が必要となります。

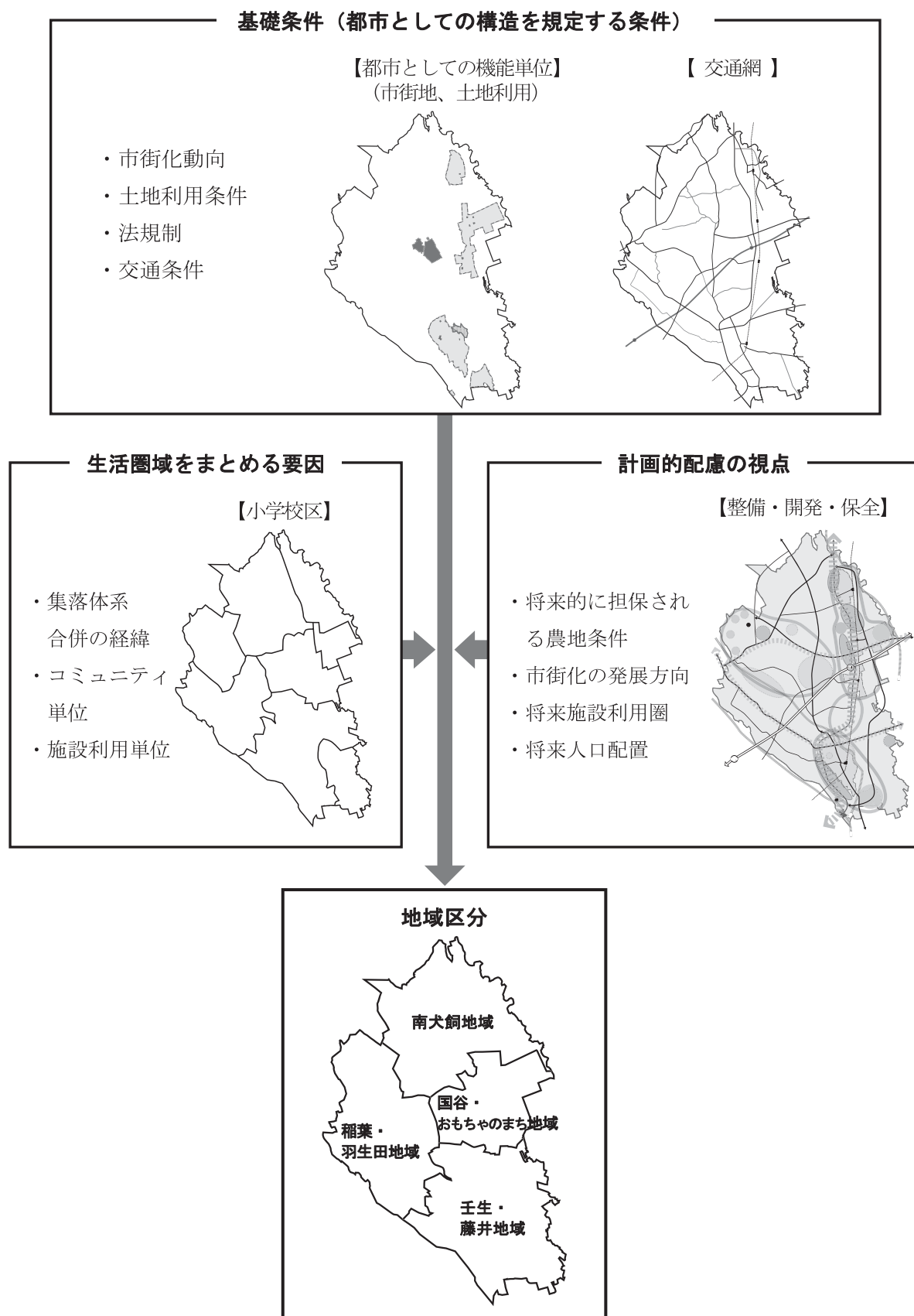
地域別構想は、全体構想を踏まえて町民にとって身近でわかりやすい地域に区分し、今後の本町の都市計画における“協働のまちづくり”を進めるための指針となるものです。

都市スケールから地区スケールまでの“協働のまちづくり”の構図



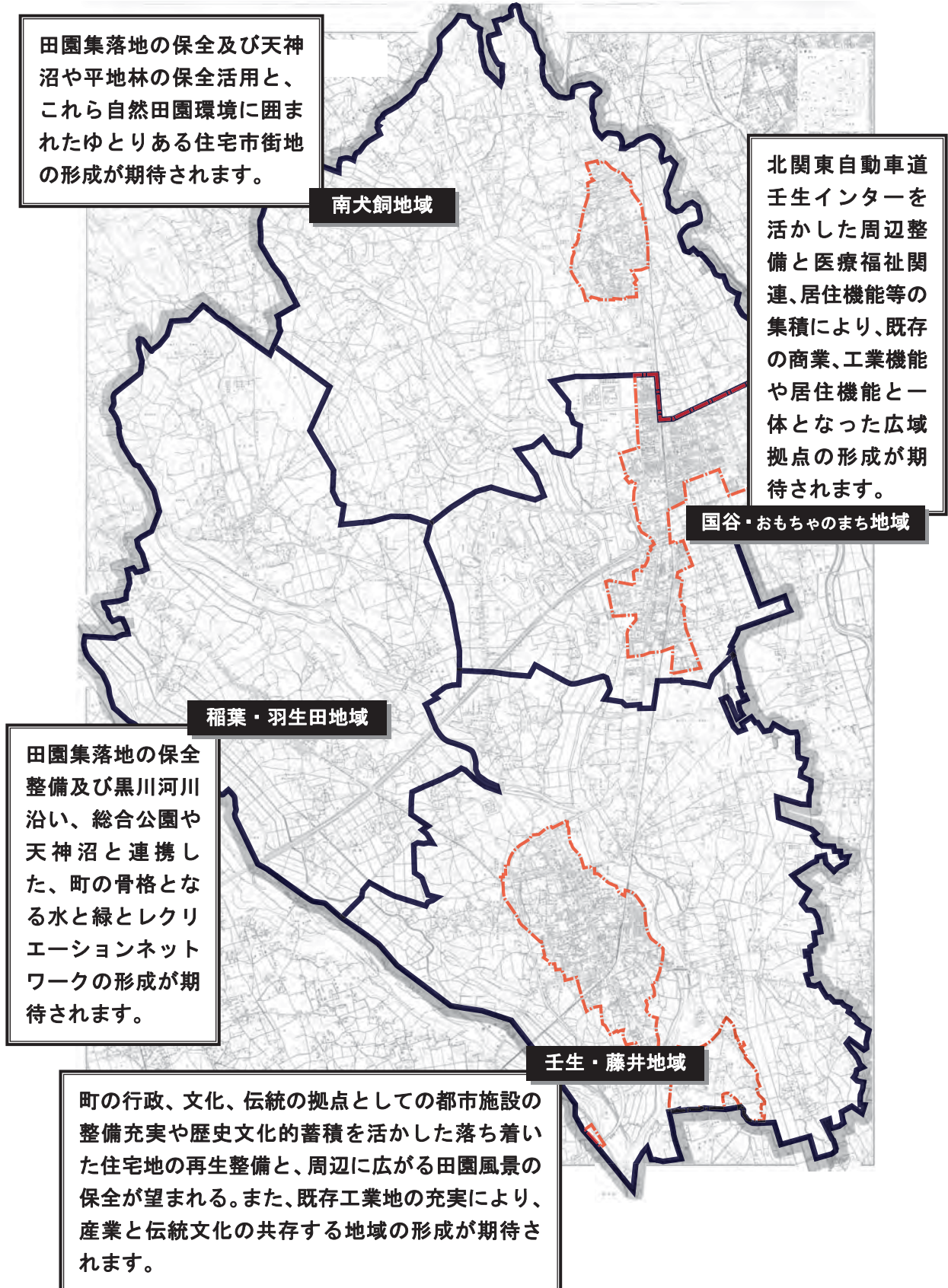
2) 地域区分の方法

地域区分は、これまでの地域形成の経緯、土地利用や整備・保全の方向性における同質的な課題や整備効果などを勘案しつつ一定の広がりのある地域として、以下の流れに示すように大きく4つの地域に区分します。



3) 地域の位置づけ

4つの地域は、それぞれ、以下のような位置づけとします。



壬生・藤井地域のまちづくり

1. まちづくりの目標

1) 壬生・藤井地域の将来像

本地域は、東武宇都宮線壬生駅周辺の市街地と、この市街地を取り囲む田園集落地及び地域南部の工業地区という土地利用の構成となっています。

東武宇都宮線西側の市街地は、城下町として発展をみたものであり、城址や社寺等の歴史的資産や町役場、図書館等の公共公益施設が集積しています。

壬生駅東及び北部地区で土地区画整理事業が行われていますが、旧市街地周辺の市街化区域内には若干の農地が残っており、特に東武線東側では小規模な開発が行われています。

アンケートからみた住民のまちづくりへの意向としては、「自然環境・都市基盤分野」では公共交通機関の充実、生活道路の整備、平地林など自然環境の保全などが高くなっており、「生活環境分野」では防犯、歩道の設置など交通安全対策、ごみ処理対策などが高くなっています。

都市全体からみた当地域には、歴史文化や既存機能を活かした文化交流拠点の形成、黒川河川環境整備、吾妻工業地域の道路整備などが期待されています。

これらの条件を考慮して、本地域の将来像を次のように設定します。

壬生・藤井地域の将来像

歴史、伝統を継承し、
新たな文化や産業を創造する、
いきいきとした多様な交流をはぐくむまち

【人口と世帯数の推移】

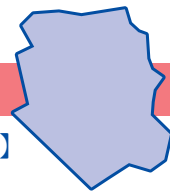
(住民基本台帳、各年4月1日現在)

	S60	H2	H7	H12	H17
人口(人)	11,623	12,601	12,817	13,097	13,168
世帯数(世帯)	2,963	3,361	3,598	3,993	4,306
1世帯あたり人員(人/世帯)	3.9	3.7	3.6	3.3	3.1

【地域内の主な公共公益施設】

(平成18年10月現在)

● 役場 ● 中央公民館 ● 図書館 ● 歴史民俗資料館 ● 総合運動場 ● 南部運動場 ● 保健福祉センター	● 壬生小学校 ● 藤井小学校 ● 壬生中学校 ● とおりまち保育園 ● しもだい保育園 ● 交番	● 消防壬生分署 ● ふれあい交流館 ● 下台団地 ● クリーンセンター ● 農業集落排水事業藤井地区処理施設
---	---	---



2) まちづくりの重点整備テーマ

壬生・藤井地域のまちづくりの重点整備テーマは、大きく3つの観点から整理されます。

《 テーマ1：歴史文化の交流拠点の形成 》

- 町の歴史文化的シンボルとなる城址公園、歴史民俗資料館、図書館、中央公民館などの公共施設の集積をまちづくりに活かし、既存商業地区や駅前周辺での情報提供サービス施設整備と一体となった町の文化、伝統、行政の拠点として都市機能の整備充実により、地域コミュニティの核となる中心ゾーンの形成を目指します。

《 テーマ2：定住性の高い市街地、集落地域の形成 》

- 高齢化にそなえた安全な歩道空間の整備や身近な公園整備等により、高齢者ばかりでなく若者が将来とも安心して生活できる質の高い環境をそなえた住宅地の形成を目指します。
- 既存市街地では、既存の街並みやコミュニティ形成を壊さずに狭あい道路の改善や小公園の確保など、修復型のまちづくりを行っていくとともに、中心地区では、土地の有効利用を図り、商業複合中層住宅や共同建替えを誘導します。
- 集落地では、集落排水事業を推進するとともに、生活道路の改善、身近なコミュニティ施設の整備を行います。また、宅地内の屋敷林を保全し、これら集落宅地との調和を図り、敷地内樹木の植樹が可能な宅地規模の確保を誘導します。

《 テーマ3：歴史的文化資源や緑を活かした景観まちづくり 》

- 趣のある商業街区、既存住宅の生垣や庭木の保全と創出による落ち着いた住宅地、城址や社寺の歴史を感じる緑多い風致的環境地区などが、歴史的文化的拠点にふさわしい形態と調和した景観の創出を目指します。
- 本地域の中央を南北に流れる黒川を自然景観軸として位置づけ、東雲公園を憩いの交流拠点として位置づけ、周辺の歴史文化資源や各地区の公園などと遊歩道やサイクリングロードにより結び、歴史文化の香りが漂う水と緑のネットワークを形成します。
- 水田や畑に点在する屋敷林や平地林のある田園風景は、人々に安らぎを与える貴重な自然的環境として保全し、この景観と調和した施設整備や建物更新を誘導します。

2. まちづくりの基本構想

1) 土地利用の方針

壬生・藤井地域では、住宅地、商業地、幹線沿道地、産業地、田園集落地、土地利用調整地区、土地利用活性化推進地区に分類して土地利用の方針を示します。

①「緑と文化の都市ゾーン」における土地利用の方針

《 住宅地 》

■面的・一体的な基盤整備を行っていない既成市街地部については、低中密度住宅を中心とした住宅地とし、住民との協働のもとにより良い住環境の形成を図ります。

[整備目標] ○地区計画等を活用した住民との協働による落ち着いた住環境の整備と改善

○地区計画等によるきめ細かで適正な土地利用の誘導

■土地区画整理事業等の市街地開発事業が行なわれた、壬生駅東地区、愛宕裏地区、壬生北部地区、御里地区については、低密度住宅地としての現在の良好な住環境を保全します。

[整備目標] ○地区計画制度または建築協定による最低敷地規模面積、高さ等の指定

○緑地協定等による緑の保全と創出

《 商業地 》

■主要地方道小山壬生線及び都市計画道路壬生駅学校線の交わる地区は、商業施設、生活利便施設、業務サービス施設、公共サービス施設等が立地する中心市街地とします。

[整備目標] ○趣のある商業街区

○土地の有効利用の誘導とオープンスペースの創出

《 幹線沿道地 》

■主要地方道宇都宮栃木線沿い及び一般国道 352 号沿いに、住居系に加えて幹線道路の沿道としてふさわしい商業施設の立地等、適正な土地利用を誘導していきます。

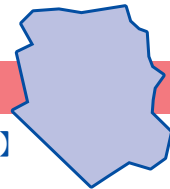
《 産業地 》

■既存の吾妻地区は、立地事業者等との協働のもとに道路や緑地等の整備を進め、工業団地としてより良い環境を創出するとともに、産業地としての有効な土地利用を促進します。

[整備目標] ○地区計画等の活用による計画的な道路や緑地等の整備の推進

○現存する平地林の保全や敷地内緑化の推進

■既存の惣社東産業団地（思川西部地区）は、地区計画にもとづきながら、産業地としての土地の有効利用を促進していきます。



②その他の土地利用の方針

《 田園集落地 》

- 農振農用地を保全するとともに、集落地の生活環境の改善と良好な景観を保全します。
- 農振白地において古墳や平地林が多く残っている地区、及び水田地帯となっている地区は、市街地を取り囲む緑地として保全します。
- “緑と文化の都市ゾーン”と“緑と健康の都市ゾーン”に挟まれた地区は、農振白地となっており、牛塚古墳・車塚古墳や平地林が多く残っていると同時に、総合運動場やゴルフ場といったレクリエーション施設もあることから、2つの都市ゾーンをつなぐ“緑のブリッジ”として保全・活用します。

《 土地利用調整地区 》

- 市街化区域に隣接する壬生地区南部地域は、市街化調整区域でありながら、特に既成市街地隣接・近接や幹線道路沿いという土地利用形態の変化の力がより働き、町の活性化に寄与する潜在的な可能性を有する地区であることから、民間活力等による新たな土地利用を中長期的に計画していきます。

《 土地利用活性化推進地区 》

- 周辺の集落地や豊かな自然との調和に配慮した、地域活力を高める有効な土地利用が図られるよう、関係機関等に積極的な働きかけを行い、合理的かつ計画的な取り組みを促進していきます。

2) 道路・交通網整備の方針

“広域連携・交流軸”である主要地方道宇都宮栃木線及び、“地域連携・交流軸”である一般国道352号を中心として、壬生・藤井地域の道路・交通網を形成します。整備方針は、次のとおりです。

- 一般国道352号は、“地域連携・交流軸”としての交通機能の強化を目指し、整備を推進します。
- 都市計画道路六美吾妻線を、国谷・おもちゃのまち地域との連絡を図る道路として整備を推進します。
- 壬生駅西口駅前広場及び周囲をまちの顔となる駅前ゾーンとして整備します。
- その他の都市計画道路についても整備を推進し、既に整備されている市街地内の主要道路とあわせて、歴史文化拠点、商業施設、公共公益施設等のネットワークを形成します。
- 各集落地と市街地を結ぶ主要道路を整備します。
- 既存の鉄道等の公共交通の維持を図るとともに、鉄道駅と病院・福祉施設・公園等の生活拠点を結ぶ、効果的な公共交通のあり方及びその導入についても検討していきます。

- 既存住宅地や集落地の狭あい道路は、建物の更新に合わせたセットバックやかき・さく、塀の後退を誘導します。
- 黒川沿いサイクリング道の整備により、歩行者系緑道のネットワーク軸とします。

3) 公園・緑地整備の方針

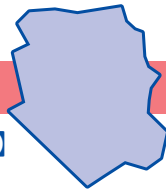
壬生・藤井地域の公園・緑地整備の方針は、次のとおりです。

- 緑の軸となる黒川の、自然環境を保全・活用します。
- 2つの都市ゾーンに挟まれた地区において、牛塚古墳・車塚古墳や平地林、総合運動場やゴルフ場といったレクリエーション施設などを、“緑のブリッジ”として一体的に保全・活用します。
- 東雲公園については、雄琴神社、舟運河岸跡、桜並木など一体となった、本地域の憩いとふれあいの交流拠点として活用します。
- 城址公園を市街地中心ゾーンの憩いのオープンスペースとして位置づけるとともに、商業街区と回遊性のある道路網形成のために、随所にポケットパークの確保を検討します。
- 街区公園での緑化を推進するとともに、周辺市街地部では面的基盤整備により居住者の身近な公園となる街区公園を確保します。
- 都市計画道路及び主要地方道、県道などは、街路樹植栽により緑豊かな幹線道路として整備し、街路樹網のネットワークを形成します。
- 市街地や各集落地の社寺林及び平地林を保全します。

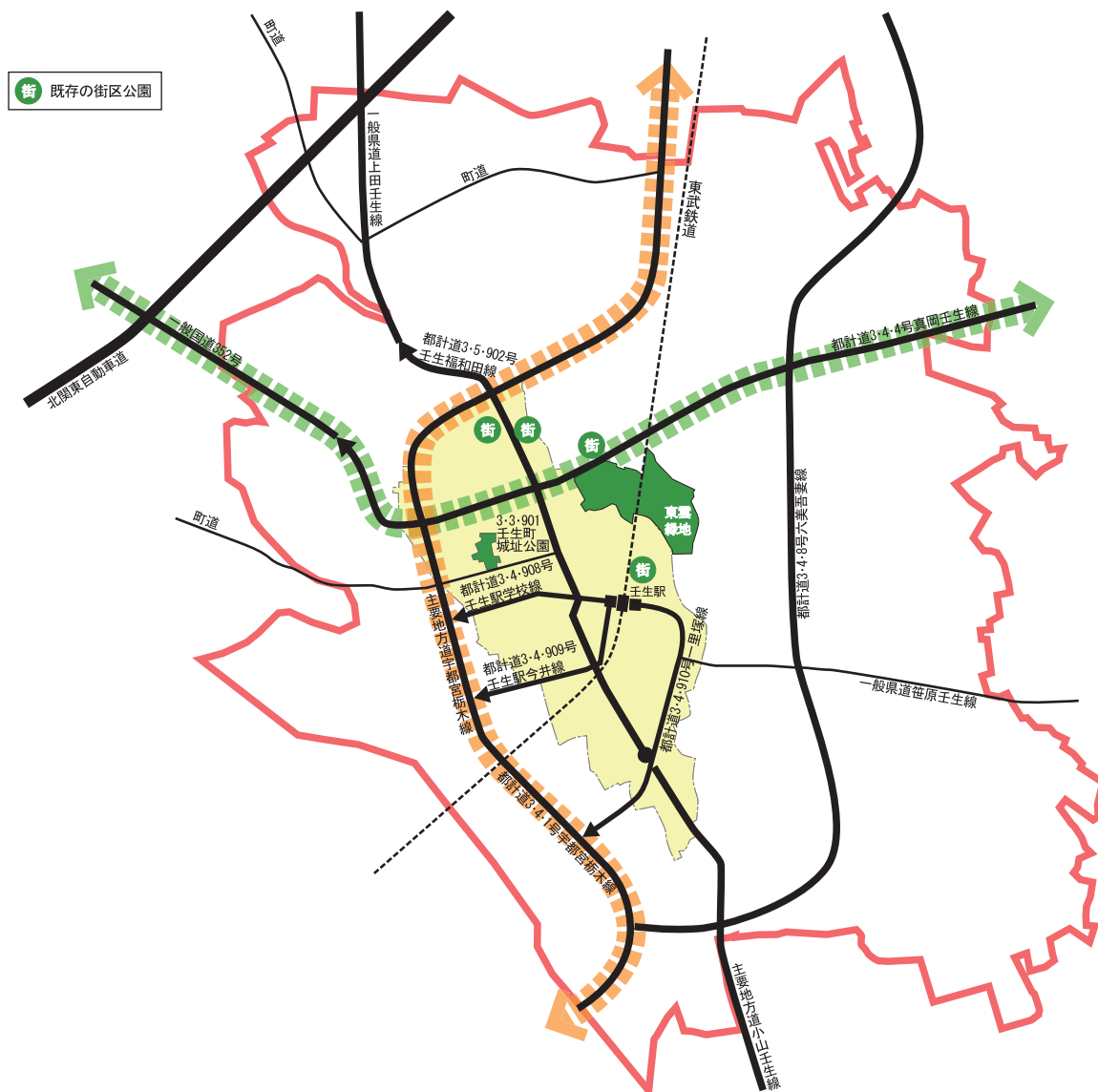
4) その他の都市施設等の整備の方針

壬生・藤井地域のその他の都市施設等の整備の方針は、次のとおりです。

- 下水道については、市街化区域及びその周辺と一般国道352号沿いでは公共下水道の全体計画にもとづき整備を進めるとともに、その他の集落では農業集落排水事業による排水対策を進めます。
- 河川の安全性を確保し、治水と利水の調和のとれた河川改修を推進するとともに、自然生態系に配慮した、水と親しめる河川環境、水辺空間の整備を進めます。
- 既存のクリーンセンターの適正な維持・管理を、周辺地域の環境に配慮しながら行なっていきます。



【道路・交通網、公園緑地の概念図】

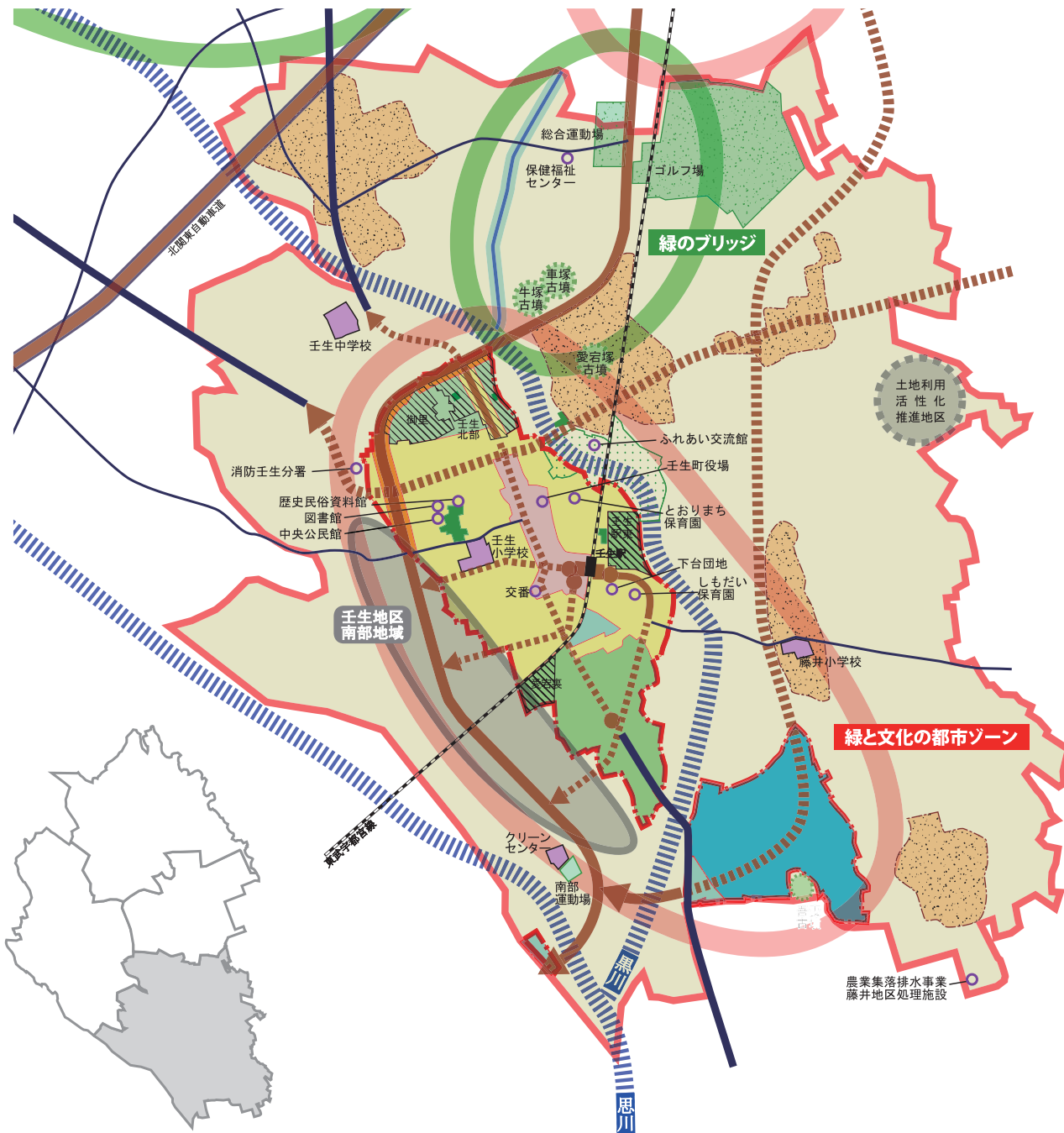


5) 景観形成の方針

壬生・藤井地域の景観形成の方針は、次のとおりです。

- 本地域は、かつて壬生城の城下町や日光西街道の宿場町として繁栄した歴史をもち、城址公園に二の丸門が復元されているとともに、南部市街地のメインの通りは“蘭学通り”という愛称で親しまれていることなどから、歴史的建造物の保全や修景整備など歴史性ある街並みの形成に配慮していきます。
- 本地域の玄関口となる壬生駅周辺においては、歴史性ある景観を形成していきます。
- 各地区の玄関口となる幹線道路や市街地の要所において景観ポイントを整備し、来訪者にもまちにおける位置や方向性をわかりやすくするとともに、地域のつながりや一体性を生み出します。
- 住宅地での生垣化を推進し、落ち着いたある住宅地の景観を形成していきます。
- 幹線道路の沿道等において、美しい自然景観を守り、それと調和した都市景観が形成されるよう、屋外広告物の誘導等をしていきます。

壬生・藤井地域の将来像



全体構想
のゾーン

市街化区域

- 第1種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

土地利用調整地区

田園集落地
(市街化調整区域)

- 主な集落
- 土地利用活性化推進地区
- レクリエーション施設
- その他の公共公益施設

緑のブリッジ

緑と文化の都市ゾーン

幹線道路
(国道、県道等)

幹線道路
(都市計画道路 整備済)

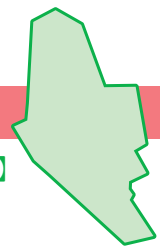
幹線道路
(都市計画道路 未整備)

都市公園

都市計画緑地

河川

川沿いの水田 (保全)



稲葉・羽生田地域のまちづくり

1. まちづくりの目標

1) 稲葉・羽生田地域の将来像

本地域は、黒川が中央を縦断し、多くの集落地と平地林が点在するほかは、ほぼ全域が農振農用地という土地利用の構成となっています。

4 地域の中で唯一人口が減少している地域であり、集落地の生活環境の改善と農業基盤の整備による住みよい居住環境づくりと農業の活性化が必要となっています。

黒川は、水辺地の自然環境が豊富に残っており、自然保全とともに水辺と緑の環境に親しめる空間の形成が求められています。

アンケートからみた住民のまちづくりへの意向としては、「自然環境・都市基盤分野」では農村環境の保全、平地林など自然環境の保全、生活道路の整備などが高くなっており、「生活環境分野」では下水道の整備、上水道の整備、防犯などが高くなっています。

都市全体からみた当地域には、黒川河川沿いや古墳群を核とした「緑の砦」の形成、農用地の保全等による農業の活性化などが期待されています。

これらの条件を考慮して、本地域の将来像を次のように設定します。

稲葉・羽生田地域の将来像

ゆとりある田園居住の中で、
豊かな自然を守り育て、
人々に潤いをあたえるまち

【人口と世帯数の推移】

(住民基本台帳、各年4月1日現在)

	S60	H2	H7	H12	H17
人口（人）	4,719	4,631	4,469	4,277	4,148
世帯数（世帯）	1,016	1,016	1,044	1,066	1,097
1世帯あたり人員（人/世帯）	4.6	4.6	4.3	4.0	3.8

【地域内の主な公共公益施設】

(平成18年10月現在)

● 稲葉出張所 ● 稲葉地区公民館 ● 北公民館 ● ふれあい女性センター ● 老人憩いの家（富士見荘）	● 稲葉小学校 ● 羽生田小学校 ● いなば保育園 ● 駐在所	● 嘉陽が丘ふれあい広場 ● 黒川の里ふれあいプール ● 北部運動場 ● 清掃センター ● 環境センター
--	--	--

2) まちづくりの重点整備テーマ

稲葉・羽生田地域のまちづくりの重点整備テーマは、大きく3つの観点から整理されます。

《 テーマ1：「緑の砦」の形成ー豊かな自然環境、農業生産環境の保全と活用 》

- 動植物の生態環境が豊富に残る川辺の湿原の多い黒川及び平地林の自然環境を、本町における貴重な自然資源として保全するとともに、町の居住者や町への来訪者が自然に触れ、自然を体験学習できる施設の整備により、人々に潤いを与えるレクリエーション環境の形成を目指します。
- 集落地域の生産基盤である農地は、現在の農用地区域を保全し、ほ場整備等による農業生産性の向上を図るとともに、市街地居住者や地域住民が農業と親しむ施設整備により、都市と農村の交流を深め、農業の活性化を目指します。
- 本地域の黒川河川沿いを、国谷・おもちゃのまち地域の壬生総合公園や南犬飼地域の天神沼など同様「緑の砦」の核として位置づけ、周辺の田園集落環境や古墳とともに、本町の自然保全、レクリエーション活動の拠点形成を目指します。

《 テーマ2：魅力ある集落地域としての生活環境の改善と景観形成 》

- 下水道事業等を推進するとともに、身近な生活道路や公園等の基盤施設の計画的な整備を検討し、魅力ある集落地域としての生活環境の改善を目指します。
- 住民の交流の場となる公益施設や広場の配置に際しては、古来から親しまれている社寺等の位置に配慮することにより、集落内の拠点性の復活とコミュニティの維持を目指します。
- 集落景観と調和した建物形態の誘導、屋敷林や生垣の保全、及びゆとりある分家用宅地を確保することによる新たな屋敷林や生垣の創出により、農地、農村、平地林が一体となった美しい田園集落景観の形成を目指します。

《 テーマ3：安全、快適で利便性のある道路網の形成 》

- 集落地間、集落地と市街地、集落地と様々な拠点施設などを結ぶ地域の幹線道路の整備を推進し、生活の利便性や生産活動を高めるとともに活発な交流の促進を目指します。
- 通学路や日常生活に必要な道路は、安全性に配慮して各集落の特性にあわせた整備を図り、集落内のコミュニティ活動を支援します。
- 一般国道352号沿いは、街路樹、水路、建物形態の誘導など、歴史的街道としての景観に配慮していきます。



2. まちづくりの基本構想

1) 土地利用の方針

稲葉・羽生田地域では、田園集落地、レクリエーション地、自然環境保全地、土地利用活性化推進地区に分類して土地利用の方針を示します。

《 田園集落地 》

- 農振農用地を保全するとともに、集落地の生活環境の改善と良好な景観を保全します。
- 集落としての成り立ちを尊重しつつ、それぞれの形態にあわせたコミュニティ施設や生活道路等の維持・改善を図ります。

《 レクリエーション地 》

- ふれあいプールを核としたフィールドアスレチックやスポーツ広場の整備・活用により、町民や周辺市町の住民の健康増進、交流、憩いの場を提供します。
- 既存の宿泊施設である「嘉陽が丘ふれあい広場」を拠点として、隣接する平地林を活用した自然散策路やキャンプ場等の整備を検討し、自然とのふれあい空間の形成を図ります。
- 観光農園、体験農園、直売センターなどを整備・活用して、都市と農村の交流を活発にします。

《 自然環境保全地 》

- 黒川の川辺の自然環境を保全するとともに、河川沿いの区域においても動植物の生態系に配慮した自然環境の保全を図ります。
- 国、県指定の史跡である茶臼山古墳及び富士山古墳とこれら周辺の平地林は、一体的に保全・活用を図ります。
- 各地区に点在する平地林を本町の貴重な緑地として保全するとともに、自然を学ぶ学習林としての活用を図ります。

《 土地利用活性化推進地区 》

- 周辺の集落地や豊かな自然との調和に配慮した、地域活力を高める有効な土地利用が図られるよう、関係機関等に積極的な働きかけを行い、合理的かつ計画的な取り組みを促進していきます。

2) 道路・交通網整備の方針

“地域連携・交流軸”である一般国道 352 号及び主要地方道宇都宮亀和田栃木線を中心として、稲葉・羽生田地域の道路・交通網を形成します。整備方針は、次のとおりです。

- 一般国道 352 号及び主要地方道宇都宮亀和田栃木線は、“地域連携・交流軸”としての交通機能の強化を図ります。
- 市街地や他の地域、周辺市町を結ぶ主要地方道羽生田上蒲生線、一般県道国谷家中停車場線を地域の幹線道路として位置づけ、整備を推進します。
- 幹線道路を補完して、地域内の集落を結ぶ幹線町道の整備を推進します。
- 集落内の生活道路は、幹線町道等と連携しつつ現況の集落形態を崩さないかたちで、安全性や防災性に配慮して計画的な整備を図ります。
- 黒川により分断される地域の東西の連絡を強化するため、ふれあいプールの通学橋を改善整備するとともに、一般国道 352 号と主要地方道羽生田上蒲生線を結ぶ道路整備を推進します。
- 「緑の砦」の拠点を結ぶ緑道整備を軸に、公共公益施設へのアクセスや通学路に配慮して、歩行者系ネットワークを形成します。

3) 公園・緑地整備の方針

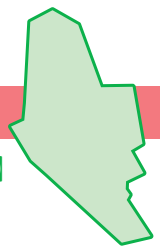
稲葉・羽生田地域の公園・緑地整備の方針は、次のとおりです。

- 黒川河川沿いを「緑の砦」の核として、また、都市の緑の骨格を形成する緑地として自然環境を保全し、自然と親しむ交流の場として整備します。
- 茶臼山、富士山古墳を取り囲む平地林を保全しつつ、町の歴史が学習・体験できる史跡公園としての整備・活用を検討することにより、広く町民に親しまれる文化財としていきます。
- 観光農園等に隣接して農村公園を整備し、地域住民の憩いの場や都市との交流の場を提供します。
- 地域の住民が憩える公園の不足している一般国道 352 号の西側地区において、地域住民に親しまれる場の創出を図ります。
- 平地林を保全するため、生態系や景観的に重要なものを永続性のある緑地として担保するため、その保全方策について検討していきます。

4) その他の都市施設等の整備の方針

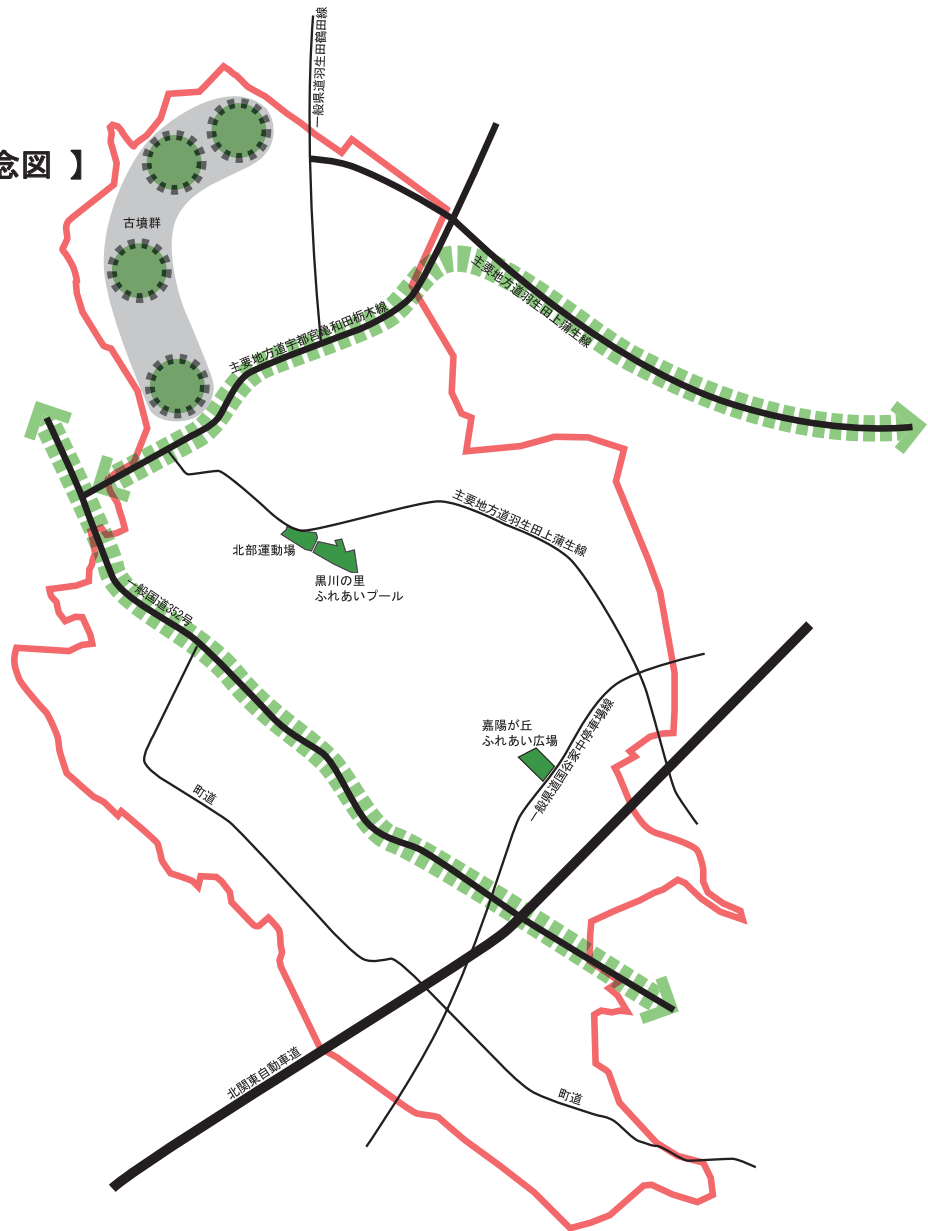
稲葉・羽生田地域のその他の都市施設等の整備の方針は、次のとおりです。

- 下水道については、一般国道 352 号沿いでは公共下水道の全体計画にもとづき整備を進めるとともに、その他の集落では農業集落排水事業による排水対策を進めます。
- 河川の安全性を確保し、治水と利水の調和のとれた河川改修を推進するとともに、自然生態系に配慮した、水と親しめる河川環境、水辺空間の整備を進めます。



■既存の清掃センターや環境センターの適正な維持・管理を、周辺地域の環境に配慮しながら行なっていきます。

【 道路・交通網、 公園緑地の概念図 】



5) 景観形成の方針

稲葉・羽生田地域の景観形成の方針は、次のとおりです。

■地域住民にとって、また、市街地や周辺都市からレクリエーションや潤いを求めて訪れる来訪者にとって、魅力ある美しい田園集落景観の保全に配慮していきます。

- 田園景観の基盤となる農地の保全・整備
- 平地林の保全と、間伐・枝打ち・下草刈り・落葉かき等の維持管理
- 街路樹植栽による緑多い沿道景観
- 屋敷林、生垣の保全と新たな宅地での創出
- 幹線道路沿道等における屋外広告物の誘導など

■一般国道 352 号沿いにおいて、生活道路としての歩道整備とともに、日光西街道の杉並木や水路の保全と復元、建築形態の誘導等により、個性豊かな沿道集落景観を形成していきます。

稲葉・羽生田地域の将来像



全体構想
のゾーン

緑の帯

田園集落地
(市街化調整区域)

主な集落

土地利用活性化推進地区

レクリエーション施設

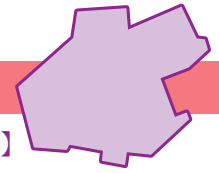
その他の公共公益施設

幹線道路
(国道、県道等)

都市公園

河川





国谷・おもちゃのまち地域のまちづくり

1. まちづくりの目標

1) 国谷・おもちゃのまち地域の将来像

本地域は、主要地方道宇都宮栃木線沿いを軸とし、東武宇都宮線おもちゃのまち駅及び国谷駅周辺を中心とする市街地、おもちゃ団地、獨協医科大学、壬生総合公園、これらを囲む田園集落地という土地利用構成となっています。

東武宇都宮線西側の市街地は、主要地方道宇都宮栃木線沿いに市街地が形成されており、獨協医科大学病院や商業施設などがみられます。

国谷駅西側及びおもちゃのまち駅東側では、区画整理等による都市基盤整備が面的になされており、その他の主要地方道宇都宮栃木線沿い及び市街地周辺では、無秩序に住宅地が広がっています。

アンケートからみた住民のまちづくりへの意向としては、「自然環境・都市基盤分野」では生活道路の整備、平地林など自然環境の保全、公共交通機関の充実などが高くなっており、「生活環境分野」では防犯、下水道の整備、水質汚染の防止など公害対策などが高くなっています。

都市全体からみた当地域には、北関東自動車道の交通条件を活かし、レクリエーション機能を有する広域文化交流拠点の形成、市街地の計画的な都市基盤整備、医療・福祉に関する先端技術についての産業機能の導入などが期待されています。

これらの条件を考慮して、本地域の将来像を次のように設定します。

国谷・おもちゃのまち地域の将来像

壬生町の活力を創造する、
自然環境と利便性ある都市環境が調和した、
賑わいをつくり、健やかさをたもつまち

【人口と世帯数の推移】

(住民基本台帳、各年4月1日現在)

	S60	H2	H7	H12	H17
人口(人)	13,176	13,975	14,091	13,886	14,167
世帯数(世帯)	4,406	4,779	5,088	5,270	5,550
1世帯あたり人員(人/世帯)	3.0	2.9	2.8	2.6	2.6

【地域内の主な公共公益施設】

(平成18年10月現在)

- 睦地区コミュニティセンター - 生涯学習館 - 児童館	- 睦小学校 - 壬生東小学校 - こども発達支援センター (ドリームキッズ) - 授産施設(むつみの森)	- 獨協医科大学・病院 - 交番 - 総合運動場 - 壬生町公共下水道北部処理場
---	--	---

2) まちづくりの重点整備テーマ

国谷・おもちゃのまち地域のまちづくりの重点整備テーマは、大きく4つの観点から整理されます。

《 テーマ1：新たな都市機能の集積・充実による広域交流拠点の形成 》

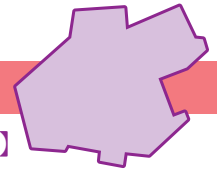
- 北関東自動車道の整備による広域交通ポテンシャルを活かし、既存のおもちゃのまち地区における生産研究技術の充実、生産品質の向上を図り、先端業務生産機能と異業種交流機能の集積による技術交流拠点の形成を目指します。
- 既存のおもちゃ博物館、壬生総合公園といった文化施設・公共施設を中心に地域情報提供サービス施設等の公共施設の集積を図り、地域コミュニティの核となるゾーンを形成し、おもちゃのまち地区と連携しながら、他都市との有機的な交流機能の充実による広域文化交流拠点の形成を目指します。
- 北関東自動車道壬生パーキングエリアが整備されることに伴い、パーキングエリアと周辺施設の連携による相互施設の有効活用と地域交流の情報発信及び直売所等地域の活性化を図るため、パーキングエリアと一体になった地域交流拠点の整備を図ります。

《 テーマ2：安心して生活できる居住環境の整備 》

- 国谷駅周辺や東武線沿線における狭あい道路の改善、身近な公園等の住環境整備を行い、誰もが安心して生活できる質の高い環境を備えた住宅地の形成を目指します。
- 既存市街地では、既存のコミュニティを考慮した土地利用の有効利用、商業複合中層住宅や共同建替え、街並み形成等の住環境整備を誘導し、修復型の住宅まちづくりを目指します。
- 壬生インターチェンジ周辺では、町の玄関口としてふさわしい空間を演出する緑豊かな居住環境を有する住宅地の形成を目指します。
- 集落地では、生活道路の改善、身近なコミュニティ施設の整備を行い、ゆとりある居住空間を演出する地域特性を活かした、新しいライフスタイルを発見する住宅地の形成を目指します。

《 テーマ3：地域の個性を活かした魅力ある商業地域の形成 》

- 主要公共公益施設との有機的なつながりによる交流人口の増加を誘導し、おもちゃのまち駅、国谷駅を中心とする商業施設の集積、既存商店街のモール化、商業サービスの充実を行い、コミュニケーションのある商業地域の形成を目指します。



- 広域交通のポテンシャルを活かし、文化施設や公園などと連携した個性ある商業機能をもつ土地利用を本地区の市街地に分散的に配置し、広場等と一体的な整備や景観への配慮などにより魅力的な空間の形成を目指します。

《 テーマ４：おもちゃのまち地区における産業機能の強化 》

- おもちゃのまち地区において、生産研究技術の充実や生産品質の向上とともに、知名度の高い“おもちゃのまち”という地名を活かして、「おもちゃ」をキーワードとしたまちづくりを進めます。工業機能に関連した交流機能やレクリエーション的機能を付加していくことにより、広域交流拠点との連携やおもちゃのまち駅を中心とする商業施設との役割分担を図りながら、産業機能の強化を目指します。
- 就業空間として緑あふれる良好な環境を改善・維持するとともに、来訪者にとっても魅力的な空間の形成を目指します。

2. まちづくりの基本構想

1) 土地利用の方針

国谷・おもちゃのまち地域では、住宅地、商業地、幹線沿道地、産業地、田園集落地、土地利用調整地区に分類して土地利用の方針を示します。

①「緑と健康の都市ゾーン」における土地利用の方針

《 住宅地 》

■面的・一体的な基盤整備を行なっていない既成市街地部については、低中密度住宅を中心とし、住民との協働のもとにより良い住環境の形成を図ります。

[整備目標] ○地区計画等を活用した住民との協働による落ち着いた住環境の整備と改善

○地区計画等によるきめ細かで適正な土地利用の誘導

■土地地区画整理事業等の市街地開発事業が行なわれた、国谷土地地区画整理地区については、低密度住宅地としての現在の良好な住環境を保全します。

[整備目標] ○地区計画制度または建築協定による最低敷地規模面積、高さ等の指定

○緑地協定等による緑の保全と創出

《 商業地 》

■おもちゃのまち駅・国谷駅前通りには、商業施設、生活利便施設の充実を図り都市型集合住宅等が立地する高度利用複合地とします。

[整備目標] ○賑わいのある商業街区・モール化

○共同建替え、土地の高度利用の誘導とオープンスペースの創出

○コミュニケーションのある商業地域

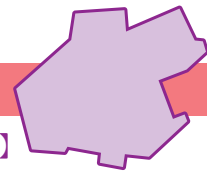
《 幹線沿道地 》

■宇都宮栃木線等の主要幹線道路沿いに、住居系に加えて幹線道路の沿道としてふさわしい商業施設の立地等、適正な土地利用を誘導していきます。

《 産業地 》

■既存のおもちゃ団地は、広域交通機能を確保し、先端業務生産機能と異業種交流機能の集積を高めるとともに、「おもちゃ」をキーワードとした生産機能の強化を図ります。

[整備目標] ○「おもちゃ」をキーワードとした核となる施設の誘導など、工業系土地利用に付加的な要素を加えることによる産業機能の再編強化



②その他の土地利用の方針

《 田園集落地 》

- 農振農用地を保全するとともに、集落地の生活環境の改善と良好な景観を保全します。
- 六美地区では、生活道路や雨水排水などの生活環境整備を進め、安心して暮らせるゆとりある環境の形成を目指します。

《 土地利用調整地区 》

- 市街化区域に隣接する壬生インターチェンジ北部地域は、市街化調整区域でありながら、特に既成市街地隣接・近接で壬生インターチェンジ至近という土地利用形態の変化の力がより働き、町の活性化に寄与する潜在的な可能性を有する地区であることから、民間活力等による新たな土地利用を中長期的に計画していきます。

2) 道路・交通網整備の方針

“広域連携・交流軸”である主要地方道宇都宮栃木線及び、“地域連携・交流軸”である主要地方道羽生田上蒲生線を中心として、国谷・おもちゃのまち地域の道路・交通網を形成します。整備方針は、次のとおりです。

- 主要地方道宇都宮栃木線及び主要地方道羽生田上蒲生線は、軸としての交通機能の強化を図ります。
- 国谷駅前広場及びその周辺を、地域の顔となる駅前ゾーンとして整備します。
- 都市計画道路六美吾妻線の整備を推進するとともに、市街地内の主要町道については、各拠点、商業施設、公共公益施設をネットワークする、将来を見据えた人にやさしい・歩いて見て楽しい街並みの形成を図ります。
- 各集落地と市街地を結ぶ主要道路を整備します。
- 既存住宅地や集落地の狭あい道路は、建物の更新に合わせたセットバックやかき・さく、塀の後退を誘導します。
- 商業街区など人々が多く集まる場所、獨協医科大学病院や老人ホーム等の福祉関連施設へのアクセスとして、公共交通機関による交通手段の確保を目指すとともに、効果的な公共交通のあり方及びその導入についても検討していきます。
- 歩車道分離道路では、段差のない歩道整備により誰もが安心して歩けるように配慮します。

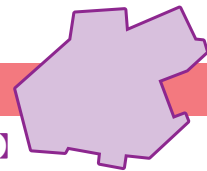
3) 公園・緑地整備の方針

国谷・おもちゃのまち地域の公園・緑地整備の方針は、次のとおりです。

- 壬生総合公園、おもちゃ博物館といった文化施設・公共施設を中心とする地区は、地域に対しての情報提供サービス機能と、広域的な憩いとふれあいの交流機能をあわせもつ拠点として位置づけます。
- 市街地では、商業街区と回遊性のある街路樹整備を行い、随所にポケットパークを確保します。
- 区画整理地区の街区公園での緑化を推進するとともに、周辺市街地では居住者の身近な公園となる街区公園を確保します。
- 都市計画道路及び主要地方道、県道などは、高木低木の街路樹植栽により緑豊かな幹線道路として整備し、街路樹網のネットワークを形成します。
- 市街地や各集落地の社寺林及び平地林を保全します。

【 道路・交通網、公園緑地の概念図 】





4) その他の都市施設等の整備の方針

国谷・おもちゃのまち地域のその他の都市施設等の整備の方針は、次のとおりです。

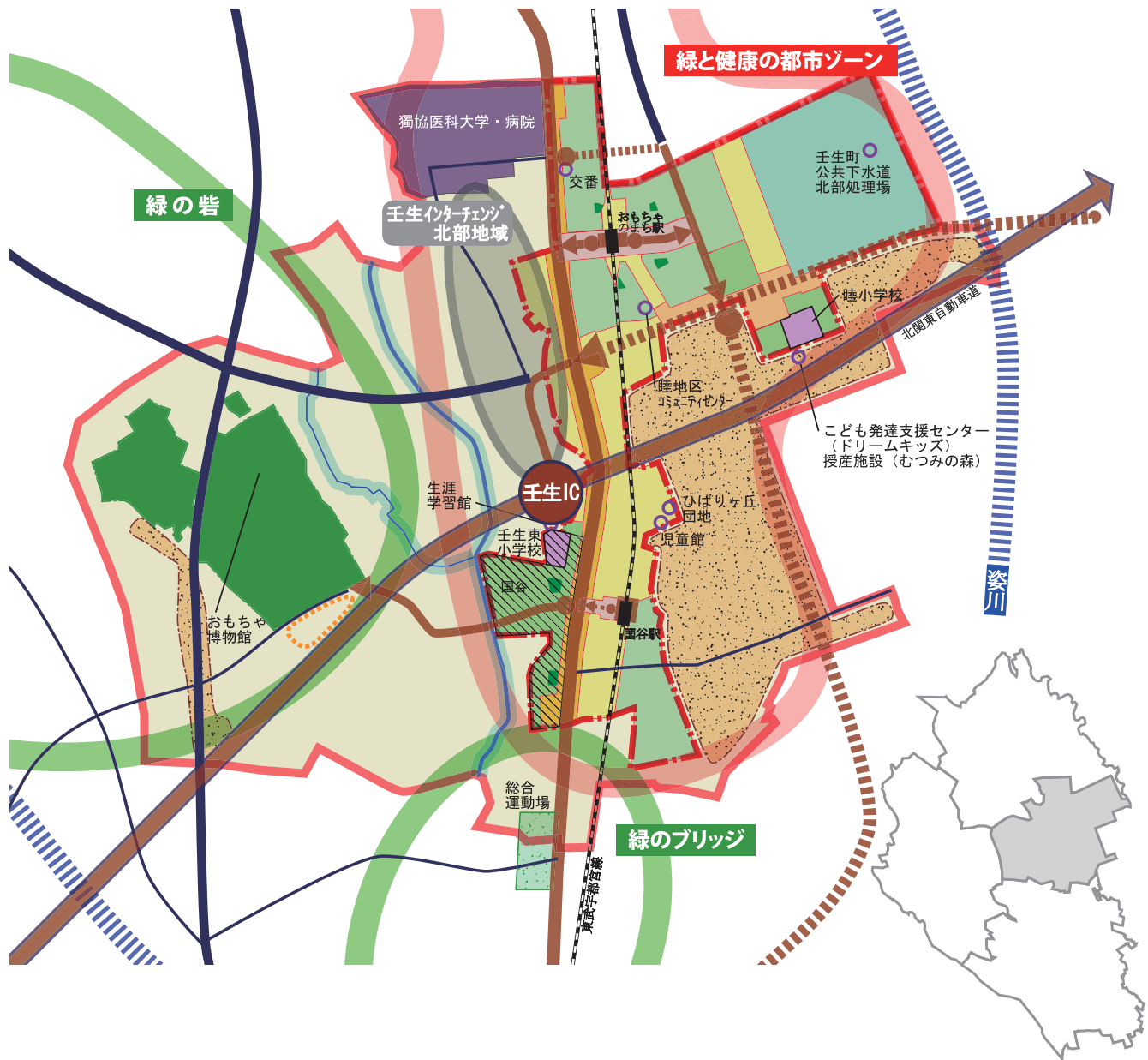
- 北関東自動車道壬生パーキングエリアと一体的に、壬生総合公園やおもちゃ博物館等の既存施設との連携や情報発信などによる活性化を目的とした地域交流拠点施設の整備を進めます。
- 下水道については、市街化区域及びその周辺では公共下水道の全体計画にもとづき整備を進めるとともに、その他の集落では農業集落排水事業等による排水対策を進めます。
- 河川の安全性を確保し、治水と利水の調和のとれた河川改修を推進するとともに、自然生態系に配慮した、水と親しめる河川環境、水辺空間の整備を進めます。
- 既存の壬生町公共下水道北部処理場の適正な維持・管理を、周辺地域の環境に配慮しながら行なっていきます。

5) 景観形成の方針

国谷・おもちゃのまち地域の景観形成の方針は、次のとおりです。

- 各地区の玄関口となる幹線道路や市街地の要所において景観ポイントを整備し、来訪者にもまちにおける位置や方向性をわかりやすくするとともに、地域のつながりや一体性を生み出します。
- 本地域の玄関口となるおもちゃのまち駅周辺においては、交通結節点として賑わいのある景観形成を、国谷駅周辺においては地域性を活かした特色ある景観形成を図ります。
- 住宅地での生垣化を推進し、落ち着いた住宅地の景観を形成していきます。
- 幹線道路の沿道等において、美しい自然景観を守り、それと調和した都市景観が形成されるよう、屋外広告物の誘導等をしていきます。

国谷・おもちゃのまち地域の将来像



全体構想
のゾーン

緑の砦

緑のブリッジ

緑と健康の都市ゾーン



市街化区域

- 第1種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 工業地域

土地利用調整地区



田園集落地
(市街化調整区域)



主な集落



レクリエーション施設



その他の公共公益施設



地域交流拠点施設

幹線道路
(国道、県道等)

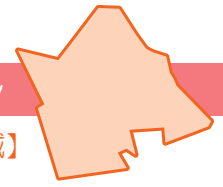
幹線道路
(都市計画道路 整備済)

幹線道路
(都市計画道路 未整備)

都市公園

河川

川沿いの水田(保全)



南犬飼地域のまちづくり

1. まちづくりの目標

1) 南犬飼地域の将来像

本地域は、主要地方道宇都宮栃木線と東武宇都宮線間に市街地を形成し、市街地の西側には、田園集落地及び水辺と平地林が広がるという土地利用構成となっています。

主要地方道宇都宮栃木線沿い及び安塚駅周辺に地域サービス施設がみられ、市街地内には、無秩序に住宅地が形成されています。

アンケートからみた住民のまちづくりへの意向としては、「自然環境・都市基盤分野」では生活道路の整備、平地林など自然環境の保全、公共交通機関の充実などが高くなっており、「生活環境分野」では防犯、下水道の整備、歩道の設置など交通安全対策などが高くなっています。

都市全体からみた当地域には、地域性を活かした居住環境整備や自然資源を活用した体験型文化交流拠点の形成などが期待されています。

これらの条件を考慮して、本地域の将来像を次のように設定します。

南犬飼地域の将来像

水辺とみどりと歴史が織りなす、
ゆとりと趣のある、
人々にやすらぎをあたえるまち

【人口と世帯数の推移】

(住民基本台帳、各年4月1日現在)

	S60	H2	H7	H12	H17
人口(人)	7,446	8,063	8,436	8,629	8,738
世帯数(世帯)	1,992	2,202	2,445	2,731	2,946
1世帯あたり人員(人/世帯)	3.7	3.7	3.5	3.2	3.0

【地域内の主な公共公益施設】

(平成18年10月現在)

● 南犬飼出張所 ● 南犬飼地区公民館 ● 勤労青少年ホーム ● 安塚地区コミュニティセンター	● 安塚小学校 ● 壬生北小学校 ● 南犬飼中学校 ● やすづか保育園 ● すけがい保育園 ● 駐在所 ● 消防安塚分遣所	● 農業集落排水事業上田地区処理施設 ● 農業集落排水事業中泉地区処理施設 ● 農業集落排水事業北小林・助谷地区処理施設
--	---	--

2) まちづくりの重点整備テーマ

南犬飼地域のまちづくりの重点整備テーマは、大きく3つの観点から整理されます。

《 テーマ1：既成市街地の再編整備による地域活性化 》

- 安塚駅前や主要地方道宇都宮栃木線沿いでは、地域特性を活かしつつ商業環境や沿道景観にも配慮しながら、ゆとりとコミュニケーション機能を有する沿道サービス施設を誘導していくとともに、新たな住宅地の誘導を図り、地域活性化を目指します。
- 地域と密着したサービス施設を既存の公共公益施設中心に集積を図り、地域コミュニティの核となるゾーンの形成を図ります。
- 安全で快適な歩道空間や身近な公園等の整備を行い、地区内ネットワークの確保、安定した行政サービスの提供、コミュニティの充実と交流の活性化を目指します。

《 テーマ2：水辺や平地林といった自然環境を基調とする質の高い居住環境・集落地域の形成 》

- 集落地及び周辺市街地では、既存のコミュニティ形成を尊重しつつ、生活道路の改善、身近なコミュニティ施設の整備を行い、自然との調和の中で生活の豊かさが感じられる地域の形成を目指します。
- 安塚駅を中心とする既成市街地では、中層住宅や共同建替えを誘導し、狭あい道路の改善、公共施設の充実を行い、地域性豊かな生活空間を有する住環境整備を行います。

《 テーマ3：自然と親しむ教育文化交流の形成 》

- 地域の活用資源として、平地林や天神沼等の自然環境整備・保全を行い、地域住民との交流機能をもった、地域の生活文化を体験する教育施設との一体的な交流拠点の形成を目指します。

2. まちづくりの基本構想

1) 土地利用の方針

南犬飼地域では、住宅地、商業地、幹線沿道地、田園集落地、土地利用調整地区、自然環境保全地に分類して土地利用の方針を示します。

①「緑と健康の都市ゾーン」における土地利用の方針

《 住宅地 》

■既成市街地部については、低中密度住宅を中心とした住宅地とし、住民との協働のもとにより良い住環境の形成を図ります。

[整備目標] ○地区計画等を活用した住民との協働による落ち着いた住環境の整備と改善
○地区計画等によるきめ細かで適正な土地利用の誘導

《 商業地 》

■主要地方道鹿沼石橋線及び都市計画道路安塚駅西線の交差する地区は、商業施設、生活利便施設、業務サービス施設、公共サービス施設等が立地する中心市街地とします。

[整備目標] ○賑わいのある商業街区
○土地の有効利用の誘導とオープンスペースの創出
○コミュニケーションのある商業地域

《 幹線沿道地 》

■主要地方道宇都宮栃木線等の主要幹線道路沿いに、住居系に加えて幹線道路の沿道としてふさわしい商業施設の立地等、適正な土地利用を誘導していきます。

②その他の土地利用の方針

《 田園集落地 》

■農振農用地を保全するとともに、集落地の生活環境の改善と良好な景観を保全します。

《 土地利用調整地区 》

■市街化区域に隣接する安塚西部地域及び安塚南部地域は、市街化調整区域でありながら、特に既成市街地隣接・近接や幹線道路沿いという土地利用形態の変化の力がより働き、町の活性化に寄与する潜在的な可能性を有する地区であることから、民間活力等による新たな土地利用を中長期的に計画していきます。

《 自然環境保全地 》

- 史跡・社寺とこれら周辺の平地林は、一体的に保全・活用を図ります。
- 各地区に点在する平地林は、本町の貴重な緑地として保全するとともに、自然を学ぶ学習林としての活用を図ります。

2) 道路・交通網整備の方針

“広域連携・交流軸”である主要地方道宇都宮栃木線及び、“地域連携・交流軸”である主要地方道羽生田上蒲生線を中心として、南犬飼地域の道路・交通網を形成します。整備方針は、次のとおりです。

- 主要地方道宇都宮栃木線は、軸としての交通機能の強化を図ります。
- 市街地や他の地域、周辺市町を結ぶ、主要地方道羽生田上蒲生線、一般国道 121 号、主要地方道宇都宮亀和田栃木線、一般県道上田壬生線を、地域の幹線道路として整備を推進します。
- 幹線道路を補完し、地域内の集落を結ぶ幹線町道の整備を推進します。
- 集落内の生活道路は、幹線道路等と連携しつつ現況の集落形態を崩さないかたちで、安全性や防災面に配慮して計画的な整備を図ります。
- 既存の鉄道等の公共交通の維持を図るとともに、鉄道駅と病院・福祉施設・公園等の生活拠点を結ぶ、効果的な公共交通のあり方及びその導入についても検討していきます。

3) 公園・緑地整備の方針

南犬飼地域の公園・緑地整備の方針は、次のとおりです。

- 「緑の砦」の本地域における核として、天神沼を平地林と一体的に保全します。
- 社寺林・平地林を保全し、公共施設と一体的に身近な公園、オープンスペースとしての活用を検討します。
- 市街地では憩える公園が不足しており、市街地周辺に隣接する平地林、また公共施設に隣接する平地林を活用した近隣公園を整備します。
- 平地林を保全するため、生態系や景観的に重要なものを永続性のある緑地として担保するため、その保全方策について検討していきます。
- 平地林、文化財、公共施設、集落地、市街地を結ぶ歩行者の安全性を確保した、緑道・街路樹網のネットワークを形成します。

【道路・交通網、公園緑地の概念図】



4) その他の都市施設等の整備の方針

南犬飼地域のその他の都市施設等の整備の方針は、次のとおりです。

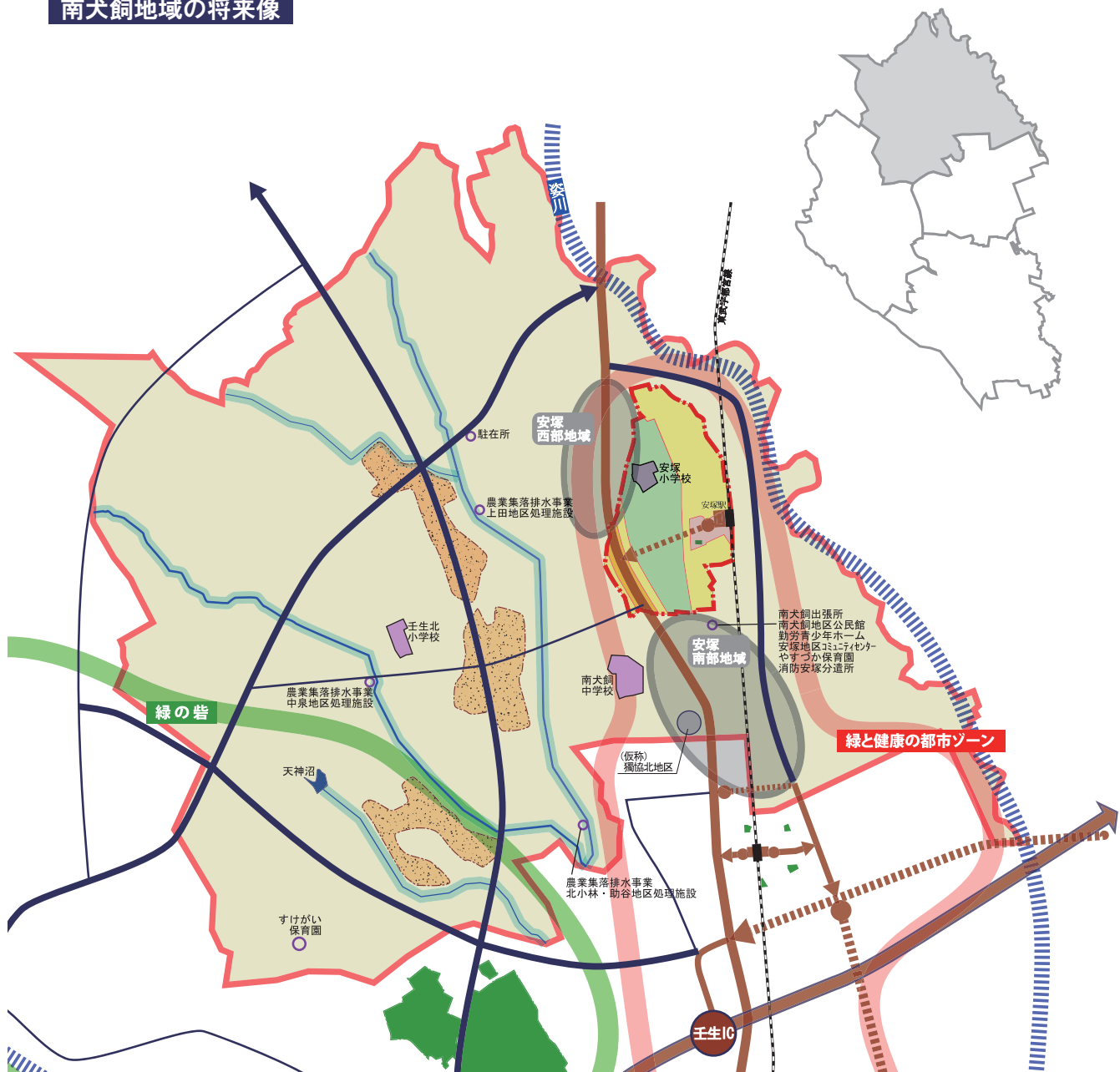
- 下水道については、市街化区域及びその周辺では公共下水道の全体計画にもとづき整備を進めるとともに、その他の集落では農業集落排水事業による排水対策を進めます。
- 河川の安全性を確保し、治水と利水の調和のとれた河川改修を推進するとともに、自然生態系に配慮した、水と親しめる河川環境、水辺空間の整備を進めます。

5) 景観形成の方針

南犬飼地域の景観形成の方針は、次のとおりです。

- 趣のある沿道景観を、保全・形成していきます。
 - 現存する大谷石堀（地域性）とのバランスを考慮した沿道景観整備
 - 高齢者に配慮した安全な歩行空間の確保
- 本地域の玄関口となる安塚駅周辺においては、地域性を活かした特色ある景観を形成していきます。
- 魅力ある田園景観を、保全していきます。
 - 田園景観の基盤となる農地の保全、整備
 - 平地林の保全と間伐、枝打ち、下草刈り、落葉かき等の維持管理
 - 街路樹植栽による緑多い沿道空間
 - 屋敷林、生垣の保全と新たな宅地での創出
 - 幹線道路沿道等における屋外広告物の誘導など

南犬飼地域の将来像



全体構想
のゾーン

緑の砦

緑と健康の都市ゾーン



市街化区域



第1種低層住居専用地域



第1種住居地域



準住居地域



近隣商業地域



土地利用調整地区



田園集落地
(市街化調整区域)



主な集落



その他の公共公益施設



幹線道路
(国道、県道等)



幹線道路
(都市計画道路 整備済)



幹線道路
(都市計画道路 未整備)



都市公園



河川



川沿いの水田(保全)

第4章 実現に向けて

1. 当面推進する事業の概要

1) 壬生町御里土地区画整理事業

壬生町の南部市街地内において、組合により施行中である壬生町御里土地区画整理事業については、継続して整備推進を図ります。また、地区内の街区公園（2箇所）について、早期の整備推進を図ります。

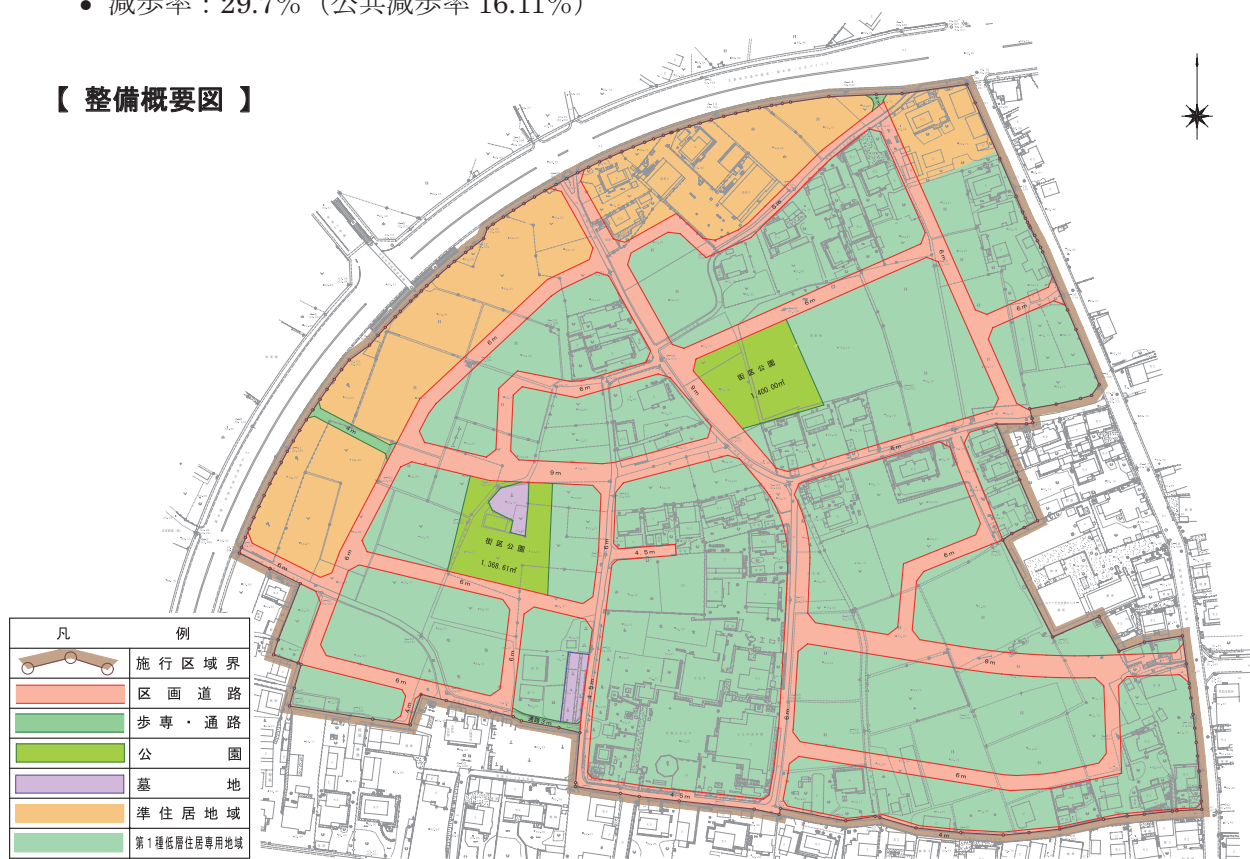
■事業目的

本地区は、周辺を国・県道に囲まれておりその道路沿いに一般住宅が建っており、これといった整備された道路がないにもかかわらず、徐々に宅地化が進んでいます。近年隣接地区では土地地区画整理事業が終了した事により急激な宅地化が見込まれ、周辺地区からのスプロール化が懸念されることから、本事業により公共施設の整備改善を図るとともに、良好な住環境をもった住宅地としての宅地の整備をすることを目的としています。

■事業内容（面積：約 7.9ha）

- 施行者：壬生町御里土地区画整理組合
- 事業施行期間：平成 15 年 12 月 26 日から平成 20 年 3 月 31 日
- 土地利用：第 1 種低層住居専用地域（6.1ha）、準住居地域（1.8ha）
- 計画人口：約 500 人（人口密度 82 人/ha）
- 街区公園：2 箇所（約 1,500 m²× 2 箇所）
- 減歩率：29.7%（公共減歩率 16.11%）

【整備概要図】



2) 六美地区雨水排水対策事業

国谷・おもちゃのまち地域の市街化調整区域にあたる六美地区において、かねてから地域でも問題となっている雨水排水対策の推進を図ります。

■事業目的

地区内を南北や東西に連絡する既存道路は幅員 6 m 以下で側溝はほとんどが未整備であることにくわえ、雨水の放流先も確保されていないため、冠水被害も生じていることから、被害面積の軽減を図ることを目的としています。

■事業内容（面積：約 150ha）

- 道路改良整備（側溝布設）
- 調整池整備

3) 地域交流拠点施設整備事業

国谷・おもちゃのまち地域の壬生総合公園南側において、パーキングエリアと一体となった地域交流拠点施設の整備を図ります。

■事業目的

北関東自動車道壬生パーキングエリアが整備されることに伴い、パーキングエリアと周辺施設（壬生総合公園・おもちゃ博物館等）の連携による相互施設の有効活用と地域交流の情報発信及び直売所等の整備による地域の活性化を目的としています。

■事業手法

都市再生整備計画「壬生総合公園周辺地区」（まちづくり交付金制度）

■事業内容（面積：約 4 ha）

- 一般駐車場整備（主要地方道羽生田上蒲生線に接続、普通車 60 台、大型車 5 台）
- 第二駐車場整備（北関東自動車道壬生パーキングエリアに接続、上下線各 28 台）
- 広場整備、緑地整備、道路・園路整備、調整池整備
- 地域交流センター施設整備（1,000 m²程度、物販、体験・交流、飲食、情報を提供）

【整備概要図】



2. 地域別実現化方策の検討

1) 壬生・藤井地域における実現化方策の検討

壬生・藤井地域の将来像を実現するため、地域住民との協働により実現化方策を検討し、具体化していきます。以下に、想定される実現化方策を示します。

《 市街地において想定される実現化方策 》

項 目	方 策 の 概 要
①地区計画等による面的な公共施設の整備・改善	市街地内の基盤整備が必要な地区については、地区計画等を活用することにより、道路や公園などの公共施設の総合的・一体的な整備・改善を図ります。
②地区計画等によるきめ細かな土地利用の誘導	地区計画等を活用することにより、用途地域よりもきめ細かく地域の状況に対応した、適切な土地利用への誘導を図ります。
③壬生町御里土地区画整理事業の推進	市街地の北部において施行中である壬生町御里土地区画整理事業の推進を図ります。(51 ページ参照)
④壬生駅周辺の魅力づけの推進	誰もが円滑に公共交通機関を利用できるようバリアフリーの環境形成を進めるとともに、駅前にふさわしい土地利用の誘導を図ります。(交通バリアフリー、中心市街地活性化など)
⑤吾妻工業専用地域における道路・公園等整備の検討	工業系土地利用にふさわしい道路や緑地等を整備するため、立地企業等との調整を図りながら、実現化方策について検討していきます。(地区計画を活用した協働による整備の推進など)
⑥都市計画道路整備	市街地内の骨格を形成する都市計画道路の整備を推進します。なお、住民との協働により導き出された具体的な市街地整備の方向性にあわせて、都市計画道路の必要性等による見直しを図ります。(都市計画道路 3・4・4 真岡壬生線、都市計画道路 3・4・908 壬生駅学校線、都市計画道路 3・4・909 壬生駅今井線、都市計画道路 3・4・910 一里塚線、都市計画道路 3・5・902 壬生福和田線)
⑦生活道路の整備・改善	生活道路を単独で整備することにより良好な環境が形成できる地区については、生活道路の単独整備・改善を図ります。
⑧御里地区内街区公園の整備推進	御里地区（土地区画整理事業施行中）において、2箇所の街区公園の整備の推進を図ります。(51 ページ参照)
⑨排水対策の推進	市街化区域における公共下水道による排水対策を、全体計画にもとづき継続的に行なっていくとともに、市街化区域隣接地域への下水道の普及を図ります。 南部第1排水区については、御里地区内の雨水排水の整備を推進します。

⑩緑地協定や地区計画等による緑化の推進と緑の保全	緑地協定や地区計画等により、敷地内の緑化や生垣の設置などを促進するとともに、良好な環境で残されている緑や市街地内の貴重な緑などの保全を図ります。
⑪歴史性を活かしたまちづくりの推進	宿場町や城下町としての歴史を活かした景観形成を図るとともに、歴史的な建物について保存・活用していきます。

《 その他の想定される実現化方策 》

項 目	方 策 の 概 要
①古墳等文化財の保全・活用	市街地周辺の古墳等の文化財とその周辺も含む地区について、特別緑地保全地区等の指定による保全や、公園的な整備・活用を検討します。
②幹線道路の整備	広域的な位置づけの都市計画道路や、幹線道路として位置づけた県道・町道等の整備を推進します。(一般国道 352 号、都市計画道路 3・4・4 真岡壬生線、都市計画道路 3・4・8 六美吾妻線、都市計画道路 3・5・902 壬生福和田線、主要地方道小山壬生線線、一般県道上田壬生線、一般県道笹原壬生線、幹線町道等)

2) 稲葉・羽生田地域における実現化方策の検討

稲葉・羽生田地域の将来像を実現するため、地域住民との協働により実現化方策を検討し、具体化していきます。

《 想定される実現化方策 》

項 目	方 策 の 概 要
①幹線道路の整備	広域的な位置づけの都市計画道路や、幹線道路として位置づけた県道・町道等の整備を推進します。(一般国道 352 号、主要地方道羽生田上蒲生線、主要地方道宇都宮亀和田栃木線、一般県道国谷家中停車場線、一般県道羽生田鶴田線、幹線町道等)
②集落内主要道路の整備	集落内の生活環境向上のため、主要な道路の整備を推進します。
③集落における排水対策の推進	営農環境の保全や生活環境の向上のため、農業集落排水事業による排水対策を推進します。
④古墳等文化財の保全・活用	特別緑地保全地区等の指定による周辺の緑とあわせた保全や、住民が憩える空間としての公園的な整備・活用を図ります。

3) 国谷・おもちゃのまち地域における実現化方策の検討

国谷・おもちゃのまち地域の将来像を実現するため、地域住民との協働により実現化方策を検討し、具体化していきます。以下に、想定される実現化方策を示します。

《 市街地において想定される実現化方策 》

項 目	方 策 の 概 要
①地区計画等による面的な公共施設の整備・改善	市街地内の基盤整備が必要な地区については、地区計画等を活用することにより、道路や公園などの公共施設の総合的・一体的な整備・改善を図ります。
②地区計画等によるきめ細かな土地利用の誘導	地区計画等を活用することにより、用途地域よりもきめ細かく地域の状況に対応した、適切な土地利用への誘導を図ります。
③おもちゃのまち駅周辺の魅力づけの推進	誰もが円滑に公共交通機関を利用できるようバリアフリーの環境形成を進めるとともに、駅前にふさわしい土地利用の誘導を図ります。(交通バリアフリー、中心市街地活性化など)
④国谷駅前広場の整備	誰もが円滑に公共交通機関を利用できるようバリアフリーの環境形成等に配慮した駅前広場の整備を図ります。
⑤おもちゃ団地における適切な土地利用の誘導と地域の活性化	おもちゃ団地地区計画にもとづき、適切な土地利用を誘導していき、地域の活性化を促進していきます。(壬生総合公園など周辺施設との連携強化など)
⑥都市計画道路整備	市街地内の骨格を形成する都市計画道路の整備を推進します。なお、住民との協働により導き出された具体的な市街地整備の方向性にあわせて、都市計画道路の必要性等による見直しを図ります。(都市計画道路 3・3・6 おもちゃのまち下古山線、都市計画道路 3・4・8 六美吾妻線、都市計画道路 3・4・902 国谷駅前線、都市計画道路 3・4・907 おもちゃのまち学園線) 特に、都市計画道路 3・3・6 おもちゃのまち下古山線は、北関東自動車道壬生インターチェンジへのアクセス道路でもあることから、跨線橋の拡幅改良を含む、整備推進を図ります。
⑦生活道路の整備・改善	生活道路を単独で整備することにより良好な環境が形成できる地区については、排水対策等のその他の環境整備との関連性に配慮しながら、生活道路の整備・改善を図ります。
⑧排水対策の推進	市街化区域における公共下水道による排水対策を、全体計画にもとづき継続的に行なっていくとともに、市街化区域隣接地域への下水道の普及を図ります。
⑨緑地協定や地区計画等による緑化の推進と緑の保全	緑地協定や地区計画等により、敷地内の緑化や生垣の設置などを促進するとともに、良好な環境で残されている緑や市街地内の貴重な緑などの保全を図ります。

《 その他の想定される実現化方策 》

項 目	方 策 の 概 要
①幹線道路の整備	広域的な位置づけの都市計画道路や、幹線道路として位置づけた県道・町道等の整備を推進します。(都市計画道路 3・4・8 六美吾妻線、都市計画道路 3・4・902 国谷駅前線、主要地方道羽生田上蒲生線、一般県道上田壬生線、一般県道国谷家中停車場線、2 級町道 59 号線、町道 2-327 号線等)
②地域交流拠点施設の整備	北関東自動車道壬生パーキングエリアを活かして、地域交流拠点施設の整備を図ります。さらに、おもちゃ団地等周辺地区との連携を図りながら地域の活性化を目指します。(52 ページ参照)
③六美地区における雨水排水対策の推進	過去に豪雨時の冠水被害もあった六美地区において、道路改良や調整池の築造による雨水排水対策を推進します。(52 ページ参照)

4) 南犬飼地域における実現化方策の検討

南犬飼地域の将来像を実現するため、地域住民との協働により実現化方策を検討し、具体化していきます。以下に、想定される実現化方策を示します。

《 市街地において想定される実現化方策 》

項 目	方 策 の 概 要
①地区計画等による面的な公共施設の整備・改善等	市街地内の基盤整備が必要な地区については、地区計画等を活用することにより、道路や公園などの公共施設の総合的・一体的な整備・改善及び適切な土地利用の誘導を図ります。
②都市計画道路 3・4・905 安塚駅西線の整備推進と沿道土地利用の適正な誘導	都市計画道路 3・4・905 安塚駅西線は、東武宇都宮線安塚駅と主要地方道宇都宮栃木線を結ぶ都市計画道路で、北部市街地の骨格を形成する道路であるため、早期の整備推進を図ります。 また整備にあわせて、沿道の適正な土地利用を誘導を図るため、地区計画等の導入を検討します。
③生活道路の整備・改善	生活道路を単独で整備することにより良好な環境が形成できる地区については、排水対策等のその他の環境整備との関連性に配慮しながら、生活道路の整備・改善を図ります。
④排水対策の推進	市街化区域における公共下水道による排水対策を、全体計画にもとづき継続的に行なっていくとともに、市街化区域隣接地域への下水道の普及を図ります。 北部第 2 排水区については、都市計画道路 3・4・905 安塚駅西線及び安塚駅前広場の整備にあわせて、雨水幹線の整備を図ります。
⑤緑地協定や地区計画等による緑化の推進と緑の保全	緑地協定や地区計画等により、敷地内の緑化や生垣の設置などを促進するとともに、良好な環境で残されている緑や市街地内の貴重な緑などの保全を図ります。

《 その他の想定される実現化方策 》

項 目	方 策 の 概 要
①幹線道路の整備	広域的な位置づけの都市計画道路や、幹線道路として位置づけた県道・町道等の整備を推進します。(一般国道 121 号、主要地方道羽生田上蒲生線、主要地方道宇都宮亀和田栃木線、一般県道上田壬生線、一般県道羽生田鶴田線、幹線町道等)
②天神沼の保全・活用	特別緑地保全地区等の指定による保全や、公園的な整備・活用を図ります。

3. 土地利用調整地区における実現化方策の検討

安塚南部地域においては、現在（平成 19 年 3 月時点）、「(仮称) 獨協北地区」の計画が検討されています。その概要と実現化方策について、下記に示します。

《 (仮称) 獨協北地区 》

■計画面積：約 4.9ha

■地区の整備目標：

本地区は、東武鉄道宇都宮線おもちゃのまち駅の北西約 1km に位置し、主要地方道宇都宮栃木線、北関東自動車道壬生 IC まで近距離であるなど交通の利便性に恵まれています。

また、周辺は、市街化区域内の既存の住宅街と獨協医科大学、同医科大学病院等が立地する、田園及び緑地が広がる緑豊かな地域で、上位計画である第 5 次壬生町総合振興計画等には、周辺の自然環境及び農業地域を保全しつつ、それらと調和した住居系の土地利用を許容する方針が位置付けされている地域の一部です。

このような条件の中で、本地区が市街化調整区域であることを踏まえて、周辺の自然環境と調和した、良好なゆとりある住環境の形成を図ります。

■まちづくりの手法：市街化調整区域の地区計画、開発許可など

■地区計画の中で検討されている事項

- 建築物の用途の制限
- 容積率、建ぺい率
- 敷地面積の最低限度
- 壁面の位置の制限
- 高さの最高限度
- 形態又は意匠についての制限
- かき又はさくの構造の制限（生垣）

4. 本計画推進の考え方

1) 地域における具体のまちづくりの推進

地域別構想において示した各地域の将来像や、実現化方策の検討において示した想定される手法などをより具体的に推進していくため、各地域単位や方策を導入する地区単位など、適切な範囲で住民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

具体的なまちづくり手法の検討が進み地域別構想とのかい離が生じた場合には、地域別構想の見直しを行ない部分的に改訂するとともに、全体構想にも関わるものであれば全体構想の見直しを行なうものとします。

2) まちづくりについての住民等からの提案

これからの住民と行政との協働のまちづくりにおいては、住民等※がより主体的で積極的にまちづくりに関わっていくことも行政としては期待するところです。住民等が、全体構想にもとづきながら地域別構想の実現方策などについて検討し、行政に対して提案することができることとします。

法令を遵守した内容の提案については、地域の合意形成の状況や実現化の可能性などを考慮しながら、地域別構想に位置づけることについて検討し、必要に応じた改訂を行ないます。

なお、都市計画における提案制度は、都市計画法第21条の2から第21条の5に規定されており、この活用も図っていきます。

※ 住民等とは、そこに暮らしている人や土地所有者、事業者や自治会等の各種団体を指しています。

【 都市計画における提案制度の概要 】

都道府県又は市町村に対し、提案に係る都市計画の素案を添えて、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができます。

- 提案は、都市計画に関する基準に適合していること。
- 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意が必要。

資料：壬生町都市計画マスタープランの策定体制

策定委員会

氏 名	役 職 名	備 考
細 井 敬 一	議会建設経済常任委員会委員長	
落 合 誠 記	議会建設経済常任委員会副委員長	
河野邊 弘 吉	自治会連合会長	
瀬 戸 洋 子	女性団体連絡協議会会長	
荒 川 巖	下野農業協同組合地区筆頭理事	
小 林 俊 雄	商工会長	
池 澤 昭	栃木県土木部都市計画課長	
高 瀬 晴 久	栃木県土木部栃木土木事務所長	
神 永 榮	助役	座長
渡 辺 長 二	総務部長	
森 田 益 夫	民生部長	
佐 藤 和 明	経済部長	
鈴 木 孝	建設部長	
橋 本 良 計	上下水道部長	
山 川 進	教育委員会事務局次長	

策定幹事会

総務部総務課	農業委員会事務局
総務部企画財政課	建設部建設課
民生部福祉課	建設部都市計画課（事務局）
民生部高齢対策課	上下水道部水道課
民生部保健課	上下水道部下水道課
経済部農務課	教育委員会事務局生涯学習課
経済部商工観光課	

全体の配色は、“赤”を基調として作成しました。

「都市計画マスタープラン」は第5次総合振興計画のまちづくりの基本方針の中で「調和のとれた元気なまちを創造する」と「安心して快適に暮らすことのできる社会を実現する」に位置づけられています。

「調和のとれた元気なまちを創造する」

“赤” ■ パワーと団結力を兼ね備え、整備された交通網を表わす。

「安心して快適に暮らすことのできる社会を実現する」

“緑” ■ まちの代名詞である緑園都市としての姿を表わす。

壬生町都市計画マスタープラン

(壬生町の都市計画に関する基本的な方針)

平成19年3月策定

■ 発行・編集 ■ 壬生町建設部都市計画課

住所 ● 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号

電話 ● 0282-81-1853

FAX ● 0282-82-8252

Eメール ● kensetsu@town.mibu.tochigi.jp

ホームページ ● <http://www.town.mibu.tochigi.jp>